

# 第 41 回 盛岡市玉山区地域協議会 議 事 録

盛岡市玉山区地域協議会

# 第 41 回盛岡市玉山区地域協議会

日 時 平成 24 年 7 月 24 日 (火)  
13 時 30 分 から  
場 所 玉山総合事務所 3 階 大会議室

## 次 第

### 1 開 会

### 2 会長あいさつ

### 3 区長あいさつ

### 4 議事録署名員の選出

### 5 議 事

#### (1) 報 告

報告第 1 号 市道柵沢橋線（柵沢橋）橋梁架け替えについて

(説明者：道路建設課 小西課長)

報告第 2 号 玉山区における社会体育施設使用料の減免基準の見直しについて

(説明者：スポーツ推進課 佐藤課長)

#### (2) 審 議

##### ア 諮問事項

審議第 1 号 盛岡市小中学校適正配置基本計画（案）の策定について

(説明者：教育委員会事務局 佐藤教育部長)

審議第 2 号 盛岡市有機物資源活用施設の設置に伴う手数料条例について

(説明者：玉山総合事務所 萬事務長)

##### イ 自主的審議事項

な し

#### (3) 部会報告

報告第 1 号 産業・建設部会及び地域活性化部会からの報告について

(説明者：佐々木由勝委員・産業建設部会長)

### 6 その 他


### 7 閉 会


## 盛岡市玉山区地域協議会委員名簿

任期：平成24年2月13日～平成26年2月12日

	氏 名	所 属 団 体 等
委員	伊 香 信 子	玉山区交通安全母の会連合会 会長
委員	岩 崎 隆	元岩手県農協青年組織協議会 会長
委員	右 京 富 弥	盛岡市社会福祉協議会 副会長
委員	小 橋 弓 子	公募委員
委員	駒 井 元	盛岡市環境審議会委員
委員	齋 藤 勲	玉山区自治会連絡協議会 会長
委員	桜 輝 夫	公募委員
委員	佐々木 由 勝	元岩手県二戸振興局農政部長
委員	竹 田 ア サ	玉山区芸術文化団体連絡会理事
委員	千 葉 進	盛岡商工会議所玉山地域運営協議会 会長
委員	津志田 貞 子	元市議会議員
委員	福 田 稔	新岩手農業協同組合 代表理事組合長
委員	松 坂 幸 美	渋民中学校 P T A 会長
委員	皆 川 ミエ子	盛岡市上下水道事業経営審議会委員
委員	村 山 美栄子	巻堀地区民生児童委員協議会 会長

本議事録が正確であることを証し，下記に署名する。

平成24年 8月29日 議事録署名員 竹田了介 

平成24年 8月29日 議事録署名員 津志田貞子 

# 議 事 録

## ○ 会議概要

### 1 会議名

第41回盛岡市玉山区地域協議会

### 2 開催日時

平成24年7月24日（火） 13時30分から16時30分

### 3 開催場所

玉山総合事務所 3階 大会議室

### 4 出席者 (36名)

委員：福田稔 委員（会長）、右京富弥 委員（副会長）

(13名) 伊香信子 委員、岩崎隆 委員、駒井元 委員、齋藤勲 委員、桜輝夫 委員  
佐々木由勝 委員、竹田アサ 委員、津志田貞子 委員、松坂幸美 委員  
皆川ミエ子 委員、村山美栄子 委員  
(欠席者 小橋弓子 委員、千葉進 委員)

市側出席者：川村玉山区長、萬事務長

(23名) (建設部) 小西参事兼道路建設課長、富樫道路建設課道路第二係長  
(市民部) 佐藤スポーツ推進課長、畑澤スポーツ推進課主任  
(教育委員会事務局) 佐藤教育部長、菊池主幹兼学務教職員課長補佐  
杉本学務教職員課副主幹兼学事助成係長  
(農林部) 藤村農政課副主幹兼農畜産係長、松本農政課主任  
(玉山総合事務所) 佐々木参事兼総務課長、高橋税務住民課長  
佐藤健康福祉課長、大澤産業振興課長  
坂本産業振興課主任主査、千葉参事兼建設課長  
(済民公民館) 竹田館長  
(玉山学校給食センター) 北田所長  
(農業委員会事務局玉山分室) 畠山主幹  
事務局（玉山総務課）：佐々木主任主査、吉田主任、加藤主任

### 5 傍聴者 マスコミ取材1社 盛岡タイムス

## ○ 会議内容

### 1 開会

(萬事務長) こんにちは。本日はどうもご苦労さまでございます。ただいまから第41回盛岡市玉山区地域協議会を開会いたします。

本会は委員総数の半数以上で会議が成立するという規定になってございます。本日は委員15名中13名の出席をいただいておりますので、本日の会議は成立しておりますことをご報告いたします。

### 2 会長あいさつ

(萬事務長) それでは、最初に福田会長からごあいさつをお願いいたします。

(福田会長) ご苦労さまでございます。それでは、開会に際しまして一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、第41回の玉山区の地域協議会を開催いたしましたわけですが、皆様方には大変お忙しいところご出席賜りましたことをまずもって厚く御礼を申し上げる次第でございます。

7月も残り少なくなったわけですが、おとといは暦の上では大暑でございました。しかしながら、その日の午前中は肌寒いというような感じでございまして、何となく異常天候、異常気象だというような感じがいたすわけですが、暑かったり寒かったりということで、我々本業とする農業については大変不安が募っておるというような状況下でございます。

特にも今国会の開会中であるわけですが、消費税増税を柱としたところの社会保障と税の一体改革ということで論議されておるわけですが、大変政局が混乱いたしておるわけですが、特にもこれに際しましても大変な議論、政府与党の分裂状態というようなことも続いておりますけれども、それまた我々にとっては安全性が問われております原発の事故、そしてまた今盛んに垂直離着陸輸送機のオスプレイの岩国への搬入というようなことで、まさに国内は安全性が問われる時期にあつて、こういうことが大変な議論を呼んでおるわけでございます。

特にも安全性については、再三にわたって東電の原発事故によるところの風評被害というものが依然としておさまらないというような状況下にあつて、農家サイドとしては大変な不安要素を抱えながら毎日の農作業に当たっておるということでございまして、いち早い収束を我々は期待するわけですが、なかなかそのような方向性が見えないというのが現状でございます。しかしながら、その安全性が云々あるいは国会がどうのこうのと言っている中におきましても、TPPの参加交渉については裏では相当のスピードで進んでおるということも言われておるわけでございます。日本国の将来を大変な不安要素を抱えながら進められておるこの交渉でございますけれども、我々いたしましても何ともしもこれを阻止していかねばならないという思いでございます。そういう時期をとら

えながら、皆さんから我々玉山区の住民の福祉向上のために、あるいは地域の発展のために大変なご努力をいただいております。

そういう中におきまして、7月18日、19日につきましては1泊2日の予定で研修会を開催いたしましたわけですが、私ごとでさっぱり参加をせずにしてしまいまして、皆さんから大変なお力を賜っておるわけですが、心からおわびを申し上げながら参加された皆様方に心から御礼を申し上げる次第でございます。いろいろと我々のこの地域協議会も毎年このような形で進められておるわけですが、この運営あるいは地域の特性を生かしたまちづくりの方策や今後の地域自治活動のあり方についても検討するためには非常に重要な研修会だったというように思うわけでございます。

本日は議題といたしましては、2件ほどあるわけですが、その前に報告事項もあるわけですが、大きな課題となります盛岡市小中学校適正配置計画の策定などについてご審議を賜りたいと、こう思うわけですので、ひとつ委員の皆様方のご忌憚のないご意見をいただきながら、この協議会を進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げましてあいさつにかえさせていただきます。よろしくお願います。

(萬事務長) どうもありがとうございました。

### 3 区長あいさつ

(萬事務長) それでは、続きまして川村玉山区長からごあいさつを申し上げます。

(川村区長) 本日は、委員の皆様方にはご多用の中、第41回玉山区地域協議会にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

当協議会におきまして報告がありました好摩地区の社会体育施設の体育館、相撲場が完成いたしました。本日オープニングセレモニーが開催されたところであります。これまで地域や利用者の方々と意見交換を重ねながら、昨年工事着工いたしました待望の完成へと至った施設であります。今後各種スポーツ活動や大会、そして地域行事等にさまざまな活動の拠点として皆様方に大いにご活用いただければ幸いと存じております。

また、先週の18日、19日に委員の皆様8名が参加されまして、長野県の松本市、上田市を視察研修されたところでありますが、大変お疲れさまでございました。玉山区の設置期限が平成28年3月末となっておりますことから、設置期限後の玉山区のあり方等を中心に研修されたところでありますが、本研修の成果を今後の地域協議会活動に反映されますとをご期待申し上げる次第であります。

本日は、市側から報告事項2件、諮問事項2件、部会からの報告1件を協議いただくことになっておるところであります。委員の皆様方のご忌憚のないご意見を期待申し上げまして、開催に当たってのあいさつとさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

### 4 議事録署名員の選出

(萬事務長) それでは、次に次第の4、議事録署名員の選出でございますが、ここからは福田会長に議長を務めていただきながら進行のほうをよろしく願いいたします。

(福田会長) それでは、早速でございますけれども、次の項に進めさせていただきます。

4番の議事録署名員の選出でございますが、当職からご指名申し上げたいと思いますが、異議ございませんでしょうか。

( 「異議なし」の声 )

(福田会長) それでは、異議なしという声でございますので、私のほうからご指名を申し上げたいと思います。竹田アサ委員さん、そして津志田貞子委員さんご兩名をお願いいたしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

## 5 議 事

### (1) 報 告

(福田会長) 早速議事に入るわけでございますけれども、本日の会議につきましては公開といたしたいと思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

それでは、早速でございますが、議事に入ります。(1)の報告でございます。報告第1号市道柘沢橋線(柘沢橋)橋梁架け替えについてをご報告をいただきます。

それでは、道路建設課長さん、よろしく願いいたします。

(小西課長) それでは、市道柘沢橋線の柘沢橋かけかえについてご説明したいと思います。お手元にごございます資料に基づいて説明したいと思います。ちょっと座らせていただきます。

初めに、市道柘沢橋線の概要についてでございますけれども、1ページ目の資料1に記載ありますが、この裏ページのほうをちょっとごらんいただきたいと思います。裏ページに位置図等がございますが、そちらのほうをちょっとごらんいただきたいと思います。市道柘沢橋線は、この位置図の中の斜めに太くかかっている赤い実線で示されている箇所になります。この位置図の右側のほうに少し薄く水色で斜めに国道4号線、こちらが示されておりますけれども、そちらの国道4号線からの交差点を起点として、この図でいきますと左側斜め上に行って市道好摩永井線、こちらとぶつかる交差点を終点とする延長が約580メートルの市道となっております。この位置図の中の赤い丸の箇所が柘沢橋の位置となっております。

道路幅員の構成ですけれども、この下の断面図のところをごらんいただきたいのですが、片側歩道2.5メートル、そして2車線の車道幅員が7メートルの全幅10.5メートルの道路構成となっております。

済みません、またちょっと1ページ目の資料にお戻りいただきたいのですが、1の④、事業期間ですけれども、こちらは平成23年度、昨年度から平成27年度までの期間となっております。



次に、⑤ですけれども、事業としては社会資本総合整備交付金事業によってこちらのほうは実施いたします。いずれ580メートル全区間をこの事業期間の間に整備するという計画になっております。

それでは、2、今回かけかえる柵沢橋線についてご説明いたします。こちらのほうは、資料の2枚目になりますが、ちょっとお開きいただきたいと思います。一番後ろのページをちょっとごらんいただきたいと思います。カラーになっているものです。こちらの絵は、新しくかけかえる橋を横から見た図となっております。それで、資料の右上のところにはこの橋の断面構成がかかれております。この橋は橋の長さが57.2メートル、幅員が全体で10.5メートルで、中の有効幅員となりますと歩道の2.5と車道の7メートルの9.5ということになっております。

それで、この橋の両端部、カラーの図のほうなのですけれども、右側にピンク色に着色している場所と左側に黄色く着色している場所、こちらのほうが橋台になります。そして、真ん中に水色でかかれているところ、これが橋脚ということになります。

こちらの橋の構造ですが、橋のほうは2径間連続鋼のコンクリート合成床板橋といえます。この橋梁の形式選定に当たりますと、国道4号の道路の高さとか、あとは北上川の河川条件、こういったことを考慮して、けた高を極力薄くする構造という形にしたものでございます。

次に、この柵沢橋の工事工程についてご説明いたします。今年度は、工事とすれば初めになるのですけれども、まず仮橋をつくります。こちらの仮橋に関しては、今のカラーの資料のまた裏側といえますか、中のほうをごらんいただきたいのですけれども、こちらのほうにこの橋の近辺の平面図がございます。この平面図に薄く水色で着色されているところが国道4号とか現道、こういうことになっております。そのちょっと右側に薄く赤で着色されている箇所、こちらのほうに仮橋を設置したいと考えております。ですから、今の橋の位置から見ますと北上川の上流側に仮橋をつくることで考えております。

この仮橋の幅員は、今の橋と同じ幅員の6メートルで考えております。ですが、仮橋ということになりますので、ここを通過する車両の総重量が6トン以下のものが通行可能な橋ということになりますので、10トン車とかの大型車両については通行はできないのですが、一般的な普通自動車、こういったものはまず問題なく通行できる橋ということになっております。この仮橋の設置期間ですけれども、新しい柵沢橋ができるまでの4年間を予定しております。

次の工事になりますけれども、次は仮橋をつくった後、今度は現況の橋を撤去いたします。そして、先ほど一番後ろのページのところに橋の横から見た図面ありましたが、こちらのほうでピンク色に塗ったA2橋台、こちらのほうを今年度つくる予定で考えております。今年度はここまでの工事ということになりますので、それ以降につきましては平成25年度にはこのカラーの図面でいきますと水色のP1橋脚をつくります。真ん中の柱の部分です。そして、平成26年度には左側の黄色のA1橋台、それと周辺の護岸、こちらの工事をする予定で考えております。平成27年度が最終年度という形になりますけれども、このときには橋の上部工、黄緑に塗っている場所、車とか人が通る場所になりますけれども、こちらのほうを最後かけて完成させるという予定になっております。この橋のかけかえの工事期間中における交通に関しましては、先ほどご説明いたしました仮橋、こちらの

ほうをご利用いただくということで、少しでもご不便を解消していただければというふうに考えております。

あとこういった事業、工事の説明につきましては、この工事の着手前の9月か10月ころに説明会を開催する予定で考えております。その説明会の中で事業全体の説明、あとは今回の工事そのものの説明、あとは工事期間中における道路の迂回、こういった説明をしたいと考えております。それでいずれ事業に関するご理解とご協力のほうをお願いしたいというふうに思っております。

説明のほうは以上になります。

(福田会長) 報告の第1号につきまして説明が終わりましたので、委員の皆さんからご意見、ご質問等がございましたらばお願いしたいと思います。

はい、どうぞ。

(齋藤委員) これ何か前の説明会というか、懇談会では仮橋をお願いしたらば、ちょっと無理ではないかというお話があったものですから、これはまたありがとうございます。

それで、今の橋はこの秋あたりから使えないということになりますね。

(福田会長) はい、どうぞ。

(富樫係長) 今の橋は、ちょうど水色に塗ったところ、こちらの平面図、赤と青の色が塗られていますけれども、ちょうど北上川にかかった青いほうが現在の橋でございます。ですから、その上流側、北側のほうに仮橋を設けます。

(小西課長) 現道の橋、こちらのほうの撤去は恐らく年を越したあたりになるのかなと。仮橋をまずいずれつくってからになりますので、年度末あたりになるかなというふうに考えております。

(齋藤委員) 例えばこれだとかなり3年ぐらいかかりますよね。地元では、皆さんもう無理ならば、しょうがないから永井とか芋田の橋を回ってとりあえず我慢するかなんていった話をしていましたもので、ありがとうございます。

それで、6トンということは多分大型のトラクターも通れるということですよ。田んぼが結構こっちのほう、好摩のほうに持っている人いるのです。だから、大丈夫ですよ。

(富樫係長) トラクター程度は通行できるかなと思います。いずれ6トンなものですから、ちょっと……

(佐々木委員) 4トン車とかまず通れますね。

(富樫係長) そうですね。4トンダンプとかトラック程度は、いずれ大型以外は通行できますので、お願いいたします。

(齋藤委員) ありがとうございます。以上です。

(福田会長) そのほかございませんでしょうか。  
はい、どうぞ。

(桜委員) これは、どれぐらいの予算でやるわけですか。

(福田会長) それでは、お願いします。

(富樫係長) 平成23年度から27年度までの総事業費としましては約9億7,000万程度を見込んでおります。

(福田会長) よろしいですか。  
そのほか。

( なし )

(福田会長) ないようですが、報告事項なわけでございますので、以上で終わりたいと思いますが、よろしいですか。

( 「異議なし」の声 )

(福田会長) どうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして報告第2号に入ります。玉山区における社会体育施設使用料の減免基準の見直しについて、スポーツ推進課、佐藤課長さんより報告をお願いします。

(佐藤課長) スポーツ推進課の佐藤です。どうぞよろしくお願ひいたします。

(福田会長) どうぞお座りになって説明ください。

(佐藤課長) では、座ってお話しさせていただきます。前回第40回の当協議会におきまして、新好摩体育館の使用料の改正につきまして諮問いたしまして答申をいただきました。おかげさまで本日新好摩体育館、供用開始となりました。大変ありがとうございました。いずれ地域の皆様にご利用いただきまして健康増進、地域のスポーツ推進に役立ていただければと存じます。本当にありがとうございました。

それでは、玉山区における社会体育施設使用料減免基準の見直しについて説明させていただきます。

最初に、ちょっとこれまでの経緯と今後の予定について説明させていただきます。玉山区の減免措置の見直しにつきましては、本年4月24日と5月29日に利用団体の代表の方々

と懇談会を開催し、いろいろご意見をちょうだいいたしまして、それらを踏まえ6月1日の当協議会に諮問させていただきました。しかし、当協議会におきましてご審議をいただいた結果、なお一層の利用団体等の意見集約、7から8割程度の意見集約を図った上で再度諮問すべきとのご意見をいただきまして、一たん諮問を取り下げたところでございます。このことを踏まえまして、できるだけ多くの団体にご出席をいただくよう改めて7月10日と12日の2回にわたりまして懇談会を開催いたしました。本日は、これまでの懇談会の出席状況、あるいは懇談会の結果をご報告しまして、ご協議をいただきまして、その結果を踏まえまして次回の協議会へ諮問の内容等を整理いたしまして提出させていただきたいというふうに考えております。

それでは、ちょっと差しかえ分と新たに本日お手元にお配りしております資料がございます。それで資料と右肩のほうにございますこちらをごらんいただきたいと存じます。玉山区における社会体育施設使用料の減免基準の見直しでございます。改めて見直しの内容について確認させていただきたいと存じます。内容的に若干変更になっている部分もございますので、よろしく願いいたします。こちらの2枚目の右肩に資料とあるものがございますが、よろしいでしょうか。

(福田会長) 配付になっていますか。

(佐藤課長) ちょっと当日ということで大変申しわけございません。それでは、これに沿いまして説明させていただきます。

まず1、合併協定(抜粋)でございますが、平成18年の合併協定におきまして(10)のとおり玉山区の社会体育施設の使用料を全額免除あるいは5割減免することとし、合併後5年をめどに盛岡の減免基準に統合するとしております。

それから、2の減免基準の見直しであります。今般7年目を迎え、また好摩体育館の整備も進んできましたことなどから、盛岡市の基準に統合したいと考えているものでございます。盛岡市と異なっている減免基準は、表のほうで網かけしている2点でございます。まず最初に免除項目の④、玉山区内の中学校がクラブ活動で区内の施設を使用するときは免除でございますが、玉山区内の中学校は周辺の社会体育施設を利用する前提で整備され、体育館の規模が小規模であることから、これらの整備が進むまでということで、前回まではさらに5年間ということで10年間をめどに継続したいと説明をいたしました。が、実際あと3年間ということで、その間での整備はなかなか難しいだろうということで、今回これにつきましては延長期間を定めなくて当分の間ということで免除を継続してまいりたいというふうに考えておりますし、懇談会でもそのように説明させていただきました。

それから、次の5割軽減項目の②、玉山区内の社会教育団体が区内の施設を使用するときは5割軽減としておりますが、こちらにつきましては盛岡市の基準に統合して減免を廃止したいということで考えております。

ただし、次の3の見直しの時期でございますが、平成25年4月から実施したいと考えておりますが、これにつきましても前回までは新好摩体育館の使用料の減免は供用開始の日から、きょうから廃止したいということでご説明をしておりますが、これにつきましてもいづれ今回5割減免につきましてはすべて25年度から廃止ということで、すべて統一し

た形でということと考えております。以上が減免措置見直しの内容の確認でございます。

それでは、次にこれまで4回開催しました懇談会の主な質疑につきまして、この資料の裏面に懇談会における主な質疑等とございますが、こちらをごらんいただいて説明をしたいと思っております。それで、今回特に7月10日、12日の2回懇談会を開いたわけですが、その際には新好摩体育館の使用料が当協議会の答申を受け、さらに市議会の議決を得た後の懇談会ということで、その内容についても含めて説明したところでございます。

その内容につきましては、合併協定の約束によりまして新市建設計画に基づき新好摩体育館の整備を進め、その使用料につきましては体育館はバレーボールなど半面利用することができますので、その半面利用した場合はこれまでの料金と同額と、それから柔道場につきましては市民体育館の柔剣道場の使用料の40%の金額にと、それから相撲場はこれまでどおりの金額と同額ということで、利用者の皆さんの負担をできるだけ軽減するよう設定したということでございます。

それでは、こちらの懇談会における主な質疑等の内容について説明させていただきます。全部で一応、主なものということで9項目掲載してございます。まず1でございますが、玉山区内の中学校では人口減によりサッカー部を編成できないことから、サッカークラブチームを編成し、サッカーのみならず学校機能の一部を補完しているところ、学校の部活が全額免除を維持するのであれば同等の機能を果たしているスポーツ団体、特に中学生までを構成員とする団体については5割軽減を継続していただきたいということでございました。これは第1回の懇談会で4月24日の分でございます。これにつきまして、合併協定に基づき玉山区と旧盛岡市域との均衡を図る必要があると考えておりますと、それでこの件については一たん持ち帰って検討させていただきたいというお話をしてございました。

次、2でございます。これは第2回の5月29日の懇談会でございます。この持ち帰った件につきまして、一応検討した結果をお話しさせていただいたところです。それで前回いただいたご意見については検討した結果、旧盛岡市域との整合や公平性の確保、それから高校生以下の使用料は一般の半額の料金設定と、それから学校体育施設開放事業の利用など、こちらは無料の制度事業でございますが、そういったものの工夫が可能と、そういったものを利用して、幾らでも負担を軽減していただきたいというようなことで、そういった理由によりまして5割軽減の廃止についてはご理解を願いたいというふうにお話ししたところでございます。

それから、3の、やっぱり同じ団体でございますが、同じく5月29日の懇談会におきまして、成年以上の利用は免除基準の見直しもあり得るが、小学生や中学生を対象にする活動で学校のクラブ活動を補完する活動については、旧盛岡市域を含めて免除を行う方向で検討してほしいと。減免の廃止によって増加する使用料収入をそのような形で還元する方法があるのではないかというご意見でございました。これにつきましては、ご意見として伺いますということで、さらに学校体育施設開放事業を利用するなど負担を少なくする工夫をしながらご利用いただきたいというようなお話をしたところでございます。

それから、4でございますが、5月29日の懇談会でございます。6月1日に開催される第39回玉山区地域協議会の中で、利用団体は今までどおりの減免を継続してほしいこと、仕方なく受け入れざるを得ないと考えていることを報告してほしいというご意見でございました。これにつきましては、39回の地域協議会におきまして報告、説明させていただ

ております。

それから、5でございます。これにつきましては、結局4回の懇談会に参加できなかった団体さんの代表の方にこちらで連絡をとって、そのときのお話でございますが、減免の継続をして健康維持したほうが医療費がかさむよりよいのではないかと。ただ、どうしても減免を見直す必要があるというのであれば見直しはやむを得ないと思うというような、そういったご意見でございました。

次、6番でございますが、これが新たに追加して開催した懇談会の7月10日の分でございます。この際には、好摩体育館の新しい使用料を確定しまして、それをご説明させていただいた後でございますが、好摩体育館を利用しているが、新好摩体育館の使用料が安く設定されありがたいと、それで減免の見直しが当初7月を予定していたものが来年4月からということで、すっきりしたと思うと。ただし、市民総合体育館を利用する方々やスポーツ少年団の方々は負担がふえて大変だろうとは思いますが。これに対しましては、新好摩体育館は市民体育館より使用料を安く設定しているので、負担を軽減するよう市民体育館と新好摩体育館をうまく使い分けていただきたいというようなこともお話しいたしました。

それから、7番でございますが、これは新たに設定しました懇談会の7月12日分でございます。この際には、5割減免の見直しを少し延ばしてほしい。それから、盛岡には無料で利用できる活動センターの体育館があるが、玉山にはないと、盛岡と一緒にしても不公平と思うというようなご意見がございました。これに対しましては、減免は5年のめどからさらに2年間延長しておりますと、それから新好摩体育館の使用料も現在と同額として負担を抑えたところであり、ご理解をいただきたいと。それから、旧盛岡市域には23のコミュニティーがございまして、地域活動センターはその13施設で全域に配置されていないと。また、地域活動センターの使用料は原則無料でございますが、コミュニティー活動以外の場合は有料となっているというようなこととお話をさせていただきました。

8番でございますが、同じく7月12日でございますが、地域協議会で利用団体の意見を聞きたいということだが、市役所が足を運んで説明に努める一方で、利用団体としての地域の者が出席していないのは恥ずかしい話であると。出席団体は7割を超えているのかというご質問でございました。これにつきましては、41団体中、1回目が25人、2回目が21人ということで、数字を見ればおよそ半分となりますが、出席団体の数を見れば、この時点で7割を超えている状況でございます。実際は81.6%という状況でございました。それで第3回、第4回の懇談会を経て出席いただいていないのは数団体だけとなっているということで、最終的にはすべての団体と連絡がとれたという状況でございました。

それから、9番でございますが、これも7月12日の懇談会でございましたけれども、旧盛岡市域の体育施設より料金が安いということは重々わかっていたが、予算を立てる都合上、安ければそれにこしたことがないというのが本音と。子供たちを本気で育てるには、それなりの出費があることも覚悟していると。子供たちが本気で遊べる、練習できるよりよい施設の整備に努めていただきたいというご意見でございました。これに対しまして、一応新好摩体育館の整備に当たっても地元の自治会や利用団体の代表の方々とこれまで11回の意見交換を行いまして、できる限りの要望を取り入れ整備を進めてきたと、今後もそのように進めたいということとお話を申し上げたところでございます。以上がこれまで4回開催した懇談会の主な質疑の内容でございます。

それで、続きまして、社会体育施設使用料の減免基準見直しに係る懇談会の出席状況でございますが、こちらのほうの資料をごらんいただきたいと存じます。それで6月1日に開催されました当協議会におきまして、免除5割減免を行っている利用団体は41団体ということでお話をさせていただきましたが、これにつきましては表の下のほうに米印でございますが、実は41団体中、エスペランサ玉山ジュニア、これでございますが、こちらは12番のエスペランサ玉山と同一の団体さんということでございました。それから、渋民柔道少年団、それから玉東チームというこちらの2団体でございますが、こちらは現在活動を休止中ということでございました。ということで、この3団体を除いた38団体が実質的に活動を行っている団体ということでございます。

それで、この38団体のうち35団体がこれまで4回行った懇談会のいずれかに出席をいただいていると。3団体についてはその代表者の方に連絡をとって、減免の廃止についてこちらは一応基本的に了承ということでお話をいただいているということでございます。それは4番と19番、21番のそれぞれの団体でございます。

それでは、出席状況について説明をさせていただきます。まず、4月24日の出席状況でございますが、こちら38団体としてその中の25団体が出席と、それから5月29日ですが、こちらは21団体と、それでこの2日間で実際に出た団体数は31団体が出席されてございました。ということで出席率が大体81.6%くらいになったということでございます。

それから、新たに開催しました7月10日の懇談会では10団体が出席されております。それから、1日置いて7月12日に開催いたしました懇談会では同じく10団体、ただし27番の団体さんが重複してございますので、こちらの2日間では19団体の参加をいただいたということでございます。

最終的にこの4回のいずれかに出席、あるいは欠席というその状況でございますが、出席の有無をごらんいただきたいと存じます。トータルしまして4日間で欠席は3団体でございました。先ほどお話ししたように4番、19番、21番の団体さんでございました。こちらの団体さんには代表者の方に連絡をとりまして、基本的に了承ということでお話をいただいたところでございます。この欠席をした団体を除くと全部で35団体が必ずどの懇談会かには出席いただいたということでございます。

そうした中で、この5割減免の廃止についてご意見をいただきましたのは、先ほど主な質疑でお話ししたように、1、2、3、これは同じ団体さんでございましたが、この団体さんと、あと7番の団体さん、7番の団体の代表者の方は2つの団体さんの代表を務めているということで、まず1、2、3の団体さんと7番の代表の団体さん、3団体さんから廃止についてのご意見をいただいたと。それ以外の団体さんにつきましては、基本的には了承というようなことでこちらのほうでは認識してございます。

というような状況でございます。今回は特に10日と12日の開催に当たりましては、新しい好摩体育館の使用料の金額をお示しして説明いたしましたことで、いずれ基本的には了承いただけたものというふうを考えてございます。

報告は以上でございます。以上をもちまして玉山区における社会体育施設使用料の減免基準の見直しにつきましてよろしくご協議をお願いしたいと存じます。

(福田会長) 以上で説明は終わりましたので、委員の皆さんからご意見、ご質問をいただきました

と思いますが、かなり詳細に説明をいただいたわけですが、そのほかに皆さんのほうからご意見、ご質問等がございましたらぜひひとつお願いしたいと思いますが、はい、どうぞ。

(佐々木委員) 大変前回よりは説明も進んで、了承された団体もあるようにお聞きをいたしました。

そこでちょっと諮問は次か次になると思いますが、小学校、中学校の団体というのは、6番から15番までですか。これ小中の子供さんたちのクラブでしょうか、6番から15番が小中学生。

(佐藤課長) そうですね。野球少年団とか、いわゆるスポーツ少年団、あるいはそういった子供さんたちに集まっていた団体さんということでございます。

(佐々木委員) そこで、この座談会の主な質疑のところでも3番目の中身です。小学生、中学生については学校のクラブ活動を補完するものでもあるので、旧市を含めて減免をしたらどうだと、こういうご意見がございまして。そこで小学校、中学校の教育方針、教育委員会なのか学校なのかわかりませんが、この小中学校の団体と学校の関係については把握をされていますか。教育方針に基づいてやっているのか、ご父兄あるいは子供さん方の自主的な感じでクラブ編成をしているのか、あるいは学校の教育方針に従ってやっているのか、押さえているのであればその辺ちょっと明確に教えてくれませんか。

(福田会長) はい、どうぞ。

(佐藤課長) 明確にということではございませんが、私どもが担当しておりますのはスポーツ少年団という団体がございまして、これにつきましては、日本体育協会が基本的な団体になりまして、その中にスポーツ少年団という組織をつくっております、これが岩手県のスポーツ少年団、各市町村のスポーツ少年団ということで構成されてございまして、盛岡市の場合には盛岡市体育協会がその事務局になってスポーツ少年団の事務を行っているということでございまして、直接的に教育委員会とは関係はないかと思っております。いずれにしても、スポーツ少年団の構成は、基本的に小学校単位とかこういったのが多いようございまして、全くかかわりがないかという、それはないのかなと。やはり学校との連携というのはある程度あるのかなというふうには考えてございます。

あとそれ以外の任意の、先ほどの質疑の中で出てきた団体、こちらは純粋なスポーツ少年団ということではないというふうには認識してございますが、いずれそういった学校のクラブが成立できないようなところの子供さんたちに集まっていたり、それぞれの競技の指導を行っているというふうなことでとらえておりますが、こういった場合もいずれ中学生、小学生ということで全く学校とのかかわりがないかという、やっぱりそれはかかわりはある程度あるのかなというふうには認識してございます。

それと、盛岡市のそういったスポーツ少年団等につきましては、いずれ活動の主体が主に学校の体育館、校庭ということで、学校体育施設開放事業、こういったものを活用して、



無料の施設を使って活動しているというのが団体的には多いということで、余り旧盛岡地域のスポーツ少年団が市の体育施設を使って活動するという例はないというふうに認識しております。

(福田会長) はい、どうぞ。

(佐々木委員) よくわかりました。そうすると、学校のクラブ活動で無料でやっている中身とはかなり違うというふうに理解をしました。そうすると、学校をまたがってのクラブもあると思いますし、市外の子供たちを集めたクラブはあるかどうかはわかりませんが、学校が異なる場合は多々あるというふうに今お聞きしたように思います。であれば、やはり学校のクラブ活動と同じに減免ということにはいかないのかなというふうにも感じております。次回また詳しい資料がありましたらお聞きしたいと。

そこで、次のご質問でございますが、これ市の職員がいろんなスポーツのご指導、あるいは監督をボランティアでやっていると思いますが、何人ぐらいいるものですか、その職員さんたちが。

(福田会長) どうぞ。

(佐藤課長) 例えばスポーツ少年団とかの指導をやっているような市の職員の人数ということでしょうか。ちょっとそこまでは私ども数字は押さえてございません。ちょっと現時点ではわかりません。

(佐々木委員) 玉山区では村時代から、指導者が少ないということでボランティアで大変地域のスポーツ活動に積極的に参加をいただいているわけです。合併後もきちっと学校のクラブ活動の補てんも含めてやっておりますので、その辺はぜひスポーツ振興課とすれば市全体に広げていけばいいのか、先ほど学校の教育方針との違いがあったりすると取り組みにくいのか、その辺は課長さんのところでぜひどんどんやろうよというのか、職員も減ってきたし、ほどほどにしてというのか、ある程度スタンスを決めておけばこういう減免だとかスポーツ振興上、やはりどうしても必要なのだというのであれば職員も出してどんどんやるから、体育館もどうぞ安くしますよという言い方にするのか、一線を引いて学校のグラウンド、学校の校庭でやろうよというのであれば、今旧市がやっているような形に玉山区もご指導いただければよろしいのではないかなというふうに思います。

もう一点は、体育館の利用料、運営費、この数字をお聞きしたいと思います。何億かかって収入が幾らなのか、持ち出しがほとんどだと思いますけれども、その辺の数字も明らかにしていただければ、この減免答申の参考になると思います。

以上でございます。

(福田会長) その辺はいかがでしょう。

(佐藤課長) まず、指導者の関係でございますが、いずれ子供たちのスポーツ振興につきまし

てはやっぱり指導者が重要だということについては十分認識してございます。いずれスポーツ少年団を結成するに当たりましては、ある一定以上の子供たちが集まって指導者が必ずいると、指導者はちゃんとそういう講習を受けた人が、資格があるような人がならないということでございます。まずそういったことで結成されておるわけですが、さらに私どもは市の体育協会がスポーツ少年団の事務局も務めておるわけですが、そちらと連携して、いずれ毎年スポーツ少年団の指導者についての講習会、こういったものも開催しております。そういったところで指導者養成ということも進めておるところでございます。

それから、2点目でございますが、体育施設の運営に係る経費等ということでございますが、今ちょっと私の記憶でございますけれども、旧好摩体育館ですが、運営に係る予算が例年大体110万くらい。ただし、好摩体育館の場合は人件費につきましては地区公民館とかあるいは就業改善センター、あるいは巻堀出張所というようなことで複合施設でそれぞれ兼務しているということで、純粋に体育館に係る人件費というのは決めににくいところございまして、いずれその人件費を除いたので大体年間110万くらいと。それに対してこれまでの使用料の収入が50万前後というような、そんな状況でございます。

これが新しい体育館になりますと、同じ規模ですと市内に都南体育館がございまして、そちらのほうで見まして大体年間の運営が1,000万は超えてございます。そして、使用料の収入が大体150万ぐらいだったと思います。いずれにしても、収支を見ますとそういった状況でございます。ただ、新しい体育館につきましてはいずれ半面利用ということで広さも倍になりまして、利用もかなりふえるだろうということで、都南体育館ぐらいの経費もかかるかと思っておりますけれども、収入も見込まれるのかなというふうには考えております。

(佐々木委員) 大変よくわかりました。後ほどの諮問に参考にさせていただきます。ありがとうございました。

(福田会長) どうもありがとうございました。  
はい、どうぞ。

(齋藤委員) 指導者とおっしゃいましたが、スポーツ推進委員さんというのは一切市民部スポーツ推進課さんとは関係ないのですか。

(佐藤課長) スポーツ推進委員は、市としてですが、私どもが所管する部署でございまして、スポーツ推進委員協議会という委員さんたちに集まっていた組織がございしますが、これの事務局は私どもで担当してございます。

(齋藤委員) そうすると、その指導者とおっしゃいましたが、その推進委員さんたちがいるのであれば、そういう講習を通じて指導者を育成をしていただければいいのかなと思って、今ちょっとお聞きしました。

(佐藤課長) スポーツ推進委員さんにつきましてもいろいろな研修を受けていただいて、常に

新しい知識、技術を身につけていただいておりますし、あるいは小学校、中学校等で何かニュースポーツとかで子供たちにそういったものを取り入れたいという場合には、派遣しましていろいろ指導も行っているというようなことでございます。

(福田会長) よろしいでしょうか。そのほかございませんか。

はい、どうぞ。

(岩崎委員) 勉強不足なので、ちょっと教えていただきたいのですが、減免が2年間延長されているようですが、その経過というものを教えていただきたいと思うのですが、お願いします。

(福田会長) はい、どうぞ。

(佐藤課長) 先ほど冒頭でもちょっと減免の内容につきましてご説明を申し上げましたけれども、いずれ18年の合併協定、合併したときのいわゆる約束事でございますが、これにつきまして合併から5年をめどに当初減免したわけですが、これを盛岡の基準に統合すると、要するに廃止するというところでございました。ただ、同じ約束事でございます好摩の体育施設の整備とかも進んでおらなかったということもございまして、いずれその整備の一つのめどとしてこの基準の見直しをしたいということで今回好摩の施設整備もある程度めどがついたということで、それにあわせてこちらの減免も廃止したいというようなことで今回ご提案しているところでございます。

(福田会長) はい、どうぞ。

(岩崎委員) では、2年間延長されたというのは利用者からの声ではなくて、市側からのいろんな事情で延長したという解釈でよろしいのですか。

(佐藤課長) はい。

(岩崎委員) わかりました、ありがとうございます。

(福田会長) そのほかございませんでしょうか。

( なし )

(福田会長) ないようですので、この辺で意見、ご質問を打ち切りたいと思いますが、よろしいですか。

( 「異議なし」の声 )

(福田会長) それでは、どうもありがとうございました。

## (2) 審 議

(福田会長) それでは、(2)の審議に入ります。アの諮問事項でございますが、審議第1号でございます。盛岡市小中学校適正配置基本計画(案)の策定についてを審議題といたします。

それでは、説明を佐藤教育部長さんよりお願いいたします。どうぞ座ったままで。

(佐藤教育部長) では、座ったまま失礼させていただきます。盛岡市教育委員会教育部長の佐藤と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、盛岡市小中学校適正配置基本計画案について説明いたします。本市の学校教育を取り巻く環境は、少子化、市村合併、都市開発整備による人口集積等や学校教育に対する市民ニーズの多様化などにより著しく変化してきております。しかし、個々の学校のあり方の検討に当たっては全市的な視野に立ち、市立小中学校の規模や学区、指定校の変更などについて個々の小中学校を検討する際の尺度とも言うべき基本方針を策定する必要があると考え、平成21年4月に本市の望ましい学校規模、学区、指定校変更などについて盛岡市小中学校適正配置基本方針を策定しております。

今回ご説明いたします基本計画案は、この基本方針や基本方針策定の際に設置された盛岡市小中学校適正配置検討委員会では出されました学校、地域、保護者等の意見を十分に聞いて具体的な検討に入るようにとの委員会の意見を最大限尊重し策定したものでございます。内容につきましては、学務教職員課、菊池主幹から説明いたしますが、今後教育委員会ではこの基本計画をもとに学校、地域、保護者等へ十分に説明し、協議しながら計画の執行について検討してまいりたいと存じますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

では、内容につきましては菊池主幹のほうから説明を申し上げます。

(福田会長) はい、お願いします。

(菊池主幹) 学務教職員課の菊池でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、盛岡市小中学校適正配置基本計画案についてご説明いたします。説明は、お手元に配付しております資料のうち、玉山区地域協議会資料と付しているものをもとに行いたいと存じます。

まず、1の盛岡市小中学校適正配置基本計画策定に至る経過についてでございますが、先ほど部長から説明いたしましたとおり、平成21年4月に小中学校適正配置基本方針を策定しております。その際、適正配置検討委員会の委員の皆様方から強く要望されました学校、地域、保護者等の意見を十分に聞いて具体的な検討に入るようにとの意見を尊重し、おおむね3年にわたり学校、地域、保護者等の意見をお伺いし、教育委員会事務局内にワーキンググループを設置して検討を重ねてきたところでございます。

次に、2、計画案の概要についてであります。2、(1)に記載しておりますが、この3年間学校や地域へのアンケート調査や市内各福祉推進会ごとの懇談会の開催などで意見聴

取を進めてまいりましたが、学校の統廃合等を望むという具体的な意見等がなかったこともあり、教育委員会では2つの学年で1つの学級編制となり授業の組み立てが難しくなったり男女比に偏りが生じやすいなど、教育環境として喫緊の大きな課題となっている複式学級の解消を図ることを当面の目標として掲げております。具体的には、浅岸小学校、川目小学校、繫小学校、玉山小学校、城内小学校、外山小学校、生出小学校、巻堀小学校、藪川中学校が現在及び将来にわたって複式学級である学校となっております。

資料裏面をごらんいただきたいと存じます。ただいまご説明申し上げました各学校の今年度ゼロ歳児が小学校に就学する平成30年度までの7年間の推移をお示ししたものを掲載しております。例えば表最上段の浅岸小学校は、今年度の児童数は5名で2学級ですが、今のままの住民登録の状況ですと平成30年度には児童数が2名で1学級という状況になっていくということになります。以下、川目小学校から藪川中学校までの状況を記載させていただきます。

学校は、児童生徒が集団生活を通し互いに学び合い、高め合い、切磋琢磨し合い、さまざまな意見や考えを持った仲間と議論することや交流することを通して、思考力や判断力、表現力を身につけたり、多様な人間関係の中でも他者と協調できる社会性を身につけていくことができるようになる場であるとしてとらえております。そうした意味で、繰り返しとなりますが、複式学級の解消を図ることはまさに喫緊の課題として基本計画案の当面の目標とさせていただいた次第でございます。

2、(2)でございますが、複式学級の解消を図るには、隣接する学校との統合や複数の複式学級である学校を拠点校に統合するなどの方策がございますが、そうした計画を進める上で地域の実情に応じてスクールバスの運行を行い、通学手段を確保することによる通学環境への配慮や閉校になる学校の教育活動や伝統の維持継承のための配慮をする旨を明示させていただいております。

2、(3)でございますが、複式学級の解消を図ることについては、各学校の具体的な状況に応じて保護者、学校関係者、地域住民等への説明会を開催するなど、地域の実情や要望等の意見聴取を十分に行いながら検討、協議を順次進めていくことを明示させていただいております。

終わりに、3、今後の予定についてであります。本協議会の諮問、答申を経ましてパブリックコメントの結果を考慮して基本計画として施行してまいりたいと存じます。基本計画の更新や見直しは随時行っていくこととしております。

なお、外山小学校、藪川中学校の状況についてでございますが、保護者及び地域の要望等を踏まえ、現在米内小学校、米内中学校へ統合する方向で話し合いを進めているところでございます。

以上で盛岡市小中学校適正配置基本計画案についての説明を終わらせていただきます。

(福田会長) ただいま説明をいただいたわけでございますが、かなりの冊子もあるわけでございますが、これら等につきましてはいかがが、説明のほどは、中身のことについては触れませんが、今のオモテだけで。この冊子については説明はございませんか。

(佐藤教育部長) 失礼いたしました。この冊子のほうを概要版にまとめたものがこの1枚物と

いうことをごさいますて、この1枚物でこちらの冊子の主なものをほぼ網羅しているというふうな状況でございます。ただ、こちらの冊子のほうにはいろいろ細かい資料のほうがまだまだ載ってございますので、そちらのほうについては後ほどお目通しをいただければというふうに存じております。

(福田会長) 骨格はそういうふうな形でわかりますけれども、実際、では、みずからがこれを持ち込んでそれぞれ内容を把握しなさいということなわけでございますか。

はい、どうぞ。

(津志田委員) 文章が余りにも簡単に書いてありましたので、ちょっと理解できなかったのです。小学校の24年から30年度までの表の下の段の説明がちょっと私は理解できなかったのですが、その基本計画の中の案をまとめられてというお話でしたけれども、そうですね。

(2), (3), 余りにも簡単に書いてありましたので、ちょっと私は理解できなかったのですけれども、では後ほどにこの中身を見ればよいということですね。そう解釈すればいいですか。

(福田会長) その辺をもうちょっと中に触れていただければ大変ありがたいと思います。

(菊池主幹) 本編のほうでいきますと、4ページにございますが、学校規模に関する現状と今後の動向ということで、こちらにつきましては12学級未満の小学校17校、それから複式学級の小学校8校、それから9学級未満の中学校9校、複式学級の中学校1校というふうに載せております。これは、21年の4月に基本方針を定めたわけでございますが、その中で小学校、中学校のそれぞれの適正な規模というところで学級数をお示しをしているところでございます。小学校につきましては、12学級以上18学級が適正な規模だというふうにしております。それから、中学校につきましては9学級以上18学級が適正な規模というふうに基本方針ではそのように定めております。

4ページに説明を、名前を挙げている学校につきましては小規模な学校ということで、適正な規模以下ではあるのですがと、適正な規模を下回る学校ということで一応考えられる学校になります。

その中で特に教育委員会のほうとしましては、その中でもさらに複式学級のある学校、小学校8校、それから中学校1校につきましてはかなり児童生徒数の減少が進んでおりますことから、学級の編制だったり、それから授業、それから行事を実施する、それから部活動を実施するなどといった部分での非常に困難な部分があるので、特に複式の解消から進めたいというふうに考えたものでございます。

(福田会長) なかなか理解が難しいわけでございますが、例えば玉山区におきましても小規模校が非常に多いわけです。かつてはそういうことで統廃合を進めてきた経緯があるわけですが、やはり地域のいろんな事情が絡んで統廃合も難しい時代もあったわけですが、今こうして見ますと小規模校、どうしても子供の教育というものには関心を持つ親がふえてきました。したがって、何とかそういう面を統合しながら教育の場を求めて子供らに幾らか

でも教育をさせようという気持ちがあるわけですが、確かに基本的にはこういうようなことがあるということがわかりますけれども、先ほどのように米内小中学校に統合しますよと、こう言われておりますけれども、今後のそういう考え方として具体的に私どもその中身を知りたいということなわけです。確かに基本計画はこうなりますよということわかりますけれども、やっぱり末端のことをもうちょっと具体的に生かされるということの内容を示していただければありがたいなと、こう思うのですが、いかがでしょうか。

はい、お願いします。

(佐藤教育部長) 今後どのように進めていくのかと、具体的なところまで言ってもらったほうがいいのではないかとのお話でございますけれども、具体的なことにつきましては今ここに掲げてございます当該の地区に対して、今後説明をしながらどういうふうな解決方法があるのかということでお話し合いをしていきたいということで、具体的にどこの学校をどこに統合するというふうなことではまだ考えていないという状況です。ですので、この基本計画をきちんと決裁を得まして策定した後に各地域のほうに、それは玉山区だけではなく盛岡のほうにもありますけれども、それぞれの地域に入っているいろいろ地域の方々と相談しながら進めていきたいというふうに考えているものです。

(福田会長) ありがとうございます。皆さん何かございませんか。

はい。

(岩崎委員) こちらの資料の11ページのところに第4章に計画のスケジュールとあるのです。期間が3年分のスケジュールが書かれているのですが、実際にこちらに示されているのは、児童数は平成30年度まで示しているのはこっちでは3年で、本当にそういう複式学級等を解消しようという意欲というか、伝わってこないような気がするのです。例えば平成30年をめどにそういう方向に持っていくような方向で説明を進めていくとか、そういうふうな感じにしないと、多分住民なり各学校のPTA等に説明した際には、何か先が見えないので、余計に不安になるから、マイナスのような意見しか出てこないと思うのです。だから、ある程度区切りをつけて目指すところというか、それが平成30年度なのか、向こうもっと10年先なのかはちょっとわからないのですが、そういう形でやられたほうが本当にせっぱ詰まってというわけでもないのですが、前向きな意見も本当に出てくるのではないかなというふうに思いますし。あとこちらの表に関してなのですが、児童数、学級数はわかるのですが、その児童の世帯数であったり、あとは各学校の学区の住民ですか、少数校であれば多分住民の少ないというか、比較的都市部、中心部に比べては少ないと思うのですが、そういうものも載せていただくととても何か見やすいというか、一つの参考のものになるような気がするのです。これは意見ですが、

(福田会長) はい、どうぞ。

(佐藤教育部長) 一つの区切りをつけながら、ある程度目標の年度を設定しながら進めたほうが理解を得られやすいのではないかと、そういうふうなご質問だと思います。ちなみに、資料と

してお出ししました平成30年度、これは今の住民登録の零歳の子供さんが小学校に入るまでの期間、その後はちょっと生まれていない子供さんまではわかりませんので、その期間の推移をということで平成30年度までのところを示してあるということでございますので、そこはご理解いただきたいと思います。

先ほどの年度、目標を示してやったほうがいいのではないかとということでございますけれども、その辺も考えてはいたのですけれども、余り短目の設定とか長目の設定というのはなかなか難しいので、その辺についてもできるだけ地域の方々と相談しながら進めていきたいというふうに考えております。一律に今後3年間で全部やっていきますよというふうな考え方はちょっとなかなかとれないのかなというふうに考えているところです。

(福田会長) よろしいですか。そのほか。

はい、どうぞ。

(佐藤教育部長) ちょっと1つだけ、もう少し詳しい資料にしてほしい、世帯数とかそういうのも書いてほしいということのご提案でございました。これはちょっと検討させていただきたいというふうに思います。

(福田会長) はい、どうぞ。

(竹田委員) これは初めての基本計画なのでしょうか、それとも第何次とか、3次とか4次というふうな関係なのでしょうか。一番最初の計画というものはあるのでしょうか。

(福田会長) はい、どうぞ。

(佐藤教育部長) これは一番最初にお示しした計画というふうにご理解いただければと思います。ただし、平成21年の3月だと思いましたがけれども、先ほどの適正規模の学校についてどう考えるのかというふうなのは、21年の3月のこの協議会で一たん説明はさせていただいております。ただし、そちらは理想的な学校のクラス数とか適正な規模はこういう学校だというふうな考え方をお示しているというふうにご理解いただければいいと思います。

(福田会長) はい、どうぞ。

(松坂委員) 済みません、一応私PTAの代表ということでこちらに来ておりますので、一言お伺いしたかったのですけれども、平成23年10月から市P連、盛岡市PTA連合会各ブロック交流会での計画策定に向けた周知を実施済みということでしたけれども、私毎年こちらには出ておまして、第7ブロックでもこういう説明を聞き逃したのかわかりませんが、私の中ではこれはお伺いしていなかったと思ったのです。それで、先月6月末あたりに新聞に出た時点で私たち玉山区のPTA会長がちょっと集まったときがあったのですが、そのときに出たねという話だったのですが、それであれば周知を実施済みというのは、ちょっとその文面というものはおかしいのではないかと、そこは疑問に思うところなの



ですけれども。とりあえず玉山区のほうでは6校が複式学級が見込まれるということで、やっぱり私たちもこれは見逃すものではないものなので、もう少し説明のほうを十分にさせていただいてこれからも進めていただきたいと思います。以上です。

(福田会長) ただいまの意見について。

(菊池主幹) 玉山地区におきましては、平成23年11月22日に市P連の第7ブロックの交流会の際に資料をお配りして、当課の前職でございますが、小野寺課長と池田副主幹が出席をいたしましてご説明を申し上げました。ただ、時間が少なかったこともありまして、十分にご意見を伺うということはできませんでしたので、ご意見をいただきたいという旨をお伝えいたしまして学務教職員課のほうに直接ご意見をお寄せいただくようお願いしたところでございます。これはほかの市P連の各ブロックでもそのような形をお願いしております。

以上でございます。

(福田会長) よろしいですか。

(皆川委員) この冊子を全部読めば納得するのかわからないのですけれども、小中学校が学級数の数で適正とか適正ではないという決め方自体が本当は教育からかなり外れるのではないかと思うのですけれども、小規模校であっても理想的な教育とか一人一人の子供を大切にではなくていくことはできると思うのです。これを見ると結局玉山区は全部適正から外れるわけですね、小学校も中学校も。何か感情的に納得がいかないのですが。

(福田会長) まず感情的にならないように、ひとつご相談してください。

(佐藤教育部長) お話しのとおりということでございます。適正規模というのは、やはり子供の数、あるいは学級数等によって文部科学省で設定しているようなきちんとした教育内容が確保できるかどうかということが問題になると思います。確かに小規模校は一人一人に目が届きやすい、きめ細かな指導ができるというふうなメリットはあろうかと思えます。ただし、例えば中学校でいくと部活動の数が十分でないとか、小学校だと例えば体育の授業で試合形式のようなのができなくなるとか、それから音楽なんかでの合唱活動とか、そういったのがある程度の人数が確保できないとできないと、そういった教育的な弊害が出てくるものというふうに存じております。そういったことを考え合わせますと、ある程度の規模の学級数というふうなのは確保していく必要があるであろうというふうに存じております。

それでご意見のとおりというふうに先ほどお話ししましたけれども、適正規模に満たない学校は全部無理やり統廃合するのだという今回の考え方ではないということです。あくまでも小規模の中でも複式学級、複式学級というのはやっぱりある程度ひとつ形のおかしい教育形式だとは思いますが、そういった複式学級を解決していくために今後地域の皆

さんといろいろお話をしていきたいというふうな提案でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(福田会長) はい、どうぞ。

(津志田委員) ただいまは複式の解消から進めるというお話でしたが、例えば生出小学校をごらんいただきたいと思ひますが、現在51名、学級数が5、そうしたときに6学年までなければならぬのを複式になっていますよね、現在。そうしたときにそういう複式の教育方法はどうなっていますか。1人の先生がやっていたらしゃるのですか、それとも1クラスまとめて2人の先生が教育されているのですか。

(福田会長) はい、どうぞ。

(菊池主幹) お答えいたします。

現在生出小学校につきましては、1年生が1クラス、2、3年で1クラス、ここが複式になっております。それから、4年……

(岩崎委員) 3、4年が複式ですか。

(菊池主幹) 2年と3年が複式の1クラス。

(岩崎委員) 今年度ですか。

(菊池主幹) はい。

(岩崎委員) 3年と4年です。

(津志田委員) 3年と4年。

(岩崎委員) はい。

(津志田委員) では、もうそこからしてお答えが間違っている。

(岩崎委員) うちの息子が4年生で複式学級。

(菊池主幹) 今私が用意してきた資料では2、3年になっておりますが、実際に入られている方がいらっしゃれば3、4年で1クラスと、ほかは1クラスずつというふうになっております。生出小学校につきましては、県費の非常勤の職員で複式対応のすこやかサポートという講師の先生が特別に加配をされております。これは複式で人数が16名以上ということで、複式の人数が多い学級につきましてはそのような形での人事的な面での配慮はされて

いるところでございます。

(福田会長) はい、どうぞ。

(津志田委員) そうしますと、非常勤のサポートの先生がいらっしゃるということであれば、十分な教育がなされているというふうに解釈してよろしいのですね。

(菊池主幹) 複式の特性を生かした教育がなされているわけでございます。複式の教育を否定するものではございませんので、複式は複式の教育的な方法としては確立された方法でございますので、それを否定するものではございませんので。

(津志田委員) ありがとうございます。そのほかに岩大生が来てかなり総合学習でも生田小学校は力入れているのです。だから、岩大生の力も物すごいと思うのです。だから、よその複式学級はどうあるのかなというのちょっと心配している状況ですが、これから見ますと玉山では6校ですよ。だから、物すごくその複式学級というのが心配される場所です。

(福田会長) そのこともかなり認識をしながら、この計画に沿ったものに進めていくということだと思います。

はい、どうぞ。

(佐藤教育部長) 複式学級のある各学校によってそれぞれの複式の例えば2年、3年とか3年、4年とかというふうなパターンが違いますし、複式学級に入っている子供さんの数も違います。ですから、各学校によっていろんなパターンがあって一律にこうするというふうなわけにはいかないのだというふうに思います。ただ、先ほど主幹のほうからも申し上げましたけれども、複式学級の教育を否定するものではない。ただ、私が先ほど申しましたように、人数が少ないことによる教育環境の悪化という言葉は変ですね。教育環境がよくないうふうな部分がありますので、それを解消するためにこういう計画を進めていきたいということでございますので、この辺はちょっとご理解をいただきたいなというふうに思います。

(福田会長) そのほかございませんか。

はい、どうぞ。

(佐々木委員) 基本計画については理解を申し上げます。非常に子供が減って現場の話を聞いても教育をやりにくいと、したがって統合してそれなりの人数にすることについてはこの計画のとおりでいいと思います。ただ、ちらちら見ると大きな学校に統合するという基本スタンスなのです。そうではなくて、新しい学校をつくるぐらいの気持ちで、玉山区にはすべて基本9クラスには満たない中学校、あるいは10人にいかない小学校、どこかの学校に統合ではなくて、渋民1つとかではなくて、巻堀も玉山も含めた新しいところにまさに

近代的な小学校と中学校をつくと、そういうスタンスをどこかに入れてくれませんか。統合するということになると、地区とよく話しるとかと書いていますよ。こんなうまくいくはずないのです、今までの例だって。これ市内だって一緒です。ですから、片っ方では整備を進めていますよね、小学校も中学校も。だから、役所だと言われるのです。こういう計画があるなら、待ったかけた方がいいのです。例えば玉山の場合には啄木のストライキした平田野に大きな学校つくって、小中バスでみんな、それもリクライニング付きの立派なバスで送り迎えをすとか、松園の子供たちもこっちに来るとか、そういう新しいスタンスの何とかこの計画、どこかに読めるところを入れてくださいよ。今入っていません、大きなところにくっつけるという話なのです。ですから、これぜひ、計画は賛成です、大いに結構だと思います。ただ、統合のところがちょっと逃げているのです。話し合うというのは格好いいのですけれども、うまくいかないのです、これ。新しい学校作りませんか、どうですか。松園からこちらは平田野いいのではない、平田野。どうですか。そういうようなことをどこかに入れてほしいというふうに思っております。子供の数減ることはとても大変ですから、おっしゃるとおりです。結構です。

(福田会長) はい、どうぞ。

(佐藤教育部長) ご意見ありがとうございます。ただ、先ほど例えば新しい学校を1つ大きいのをつくって、みんなそこに通わせるというふうな方法はどうだろうというふうなご提案でございます。この案につきましては、そこまでまだ踏み込んだ格好の計画にはなってございませんし、まだ踏み込めないだろうなというふうに思っております。先ほど申しましたように各地域のいろいろな意見を聞きながら、そういうふうな方向がいいのか、あるいは違った方法があるのかというふうなのを探っていきたいなというふうに思って、各地域とよく話し合いを重ねながらというふうな表現をさせていただいているということでございますので、委員さんの貴重なご提言でございますので、これは参考にさせていただきたいというふうに思います。

(佐々木委員) そんなことが書いてあるのかなと思って見たら、話し合いをすると書いてあるのですけれども、統合なのですよ、どれ見ても。大きな学校に統合、くっつけるということしか書いていませんから、話し合って結構ですから、新しい学校をどこかにつくるといようなことも含めて皆さんの意見をちょうだいしましょうというぐらいの気持ちをどこかにあらわしてほしいと。これは要望ですから、答え要りません。

(福田会長) そのほかございませんか。  
はい、どうぞ。

(桜委員) ちょっと伺いますけれども、これ進めている方のメンバーを教えてもらいたいのと、あと合併して当初は玉山区からも教育委員という形で出ていましたけれども、今は何か一人もいないというふうに話を聞いていますけれども、盛岡市の場合は教育委員5名とかと聞いておりますけれども、どういう形で選んでいるのか。教育長も何か今度かわったよう

なのですけれども、少しそういうようなことをお聞きしたいと思いますが。

(福田会長) はい、どうぞ。

(菊池主幹) 策定にかかわったメンバーということでございますが、これは教育委員会の職員でございます。教育長、それから部長、それから次長、担当の学務教職員課、それから学校教育課、それから総務課、総務課は建設等の担当をしておりますので、そういったメンバーでプロジェクトのチームをつくりまして検討いたしまして教育長の決裁でということで今案を作成したところでございます。

(佐藤教育部長) それから、教育委員をどのように選んでいるのかというご質問でございますけれども、現在盛岡市の教育委員は5名ということになっております。これの選任につきましては、市長が選ぶということになっておりますので、市長が選んで議会の承認をいただいて委員として任命するというふうな格好になっておりますので、今選び方はそこまでしかちょっとお答えできないというふうな格好になります。そういう状況でございます。

(桜委員) やっぱり旧玉山のほうからも1人ぐらい何か入ってもいいような感じは私はしますけれども。

(齋藤委員) ちょっといいですか、今の委員の選定ですが、きょうテレビでやっていた、教育委員の選び方というの。何か政令都市の場合は5人という、原則5人なそうですね、多くても6人。それでこの権限はすべて市長権限なそうですから、市長に任命された方がなるみたいですね。そして、議会の承認を得ると。ですから、玉山区のどこへ言っても、これは市長さんをお願いしないと多分進まないことだろうと思いますので。  
以上です。ちょっとテレビでやっていました。

(佐藤教育部長) 教育委員の選び方というのは、先ほど委員さんおっしゃられたそのとおりでございますので、それは私どもとしても参考ということで、今後参考にさせていただきたいというふうに思います。

(桜委員) ぜひこちら側からも1人。

(佐藤教育部長) ちょっと私次第では何ともならないのですけれども。

(福田会長) そのほかございませんか。  
はい、どうぞ。

(津志田委員) 市長さんのご指名なようですが、やっぱり期限があると思うのです、何年から何年という規則が。期限でなくて、任期。そうしたときに、やはり玉山区からも協議会の中からこういうふうな要望がありましたよというお話はしていただければありがたいなど

思うのですけれども、よろしく申し上げます。

(福田会長) はい、どうぞ。

(佐藤教育部長) その件についても、私から直接市長にご意見ができるのかどうかというのはちょっとありますけれども、そういった意見が出ているよということは何らかの格好でお伝えできるのかなというふうに思います。

(福田会長) そのほかございませんか。  
はい、どうぞ。

(右京副会長) いろいろ説明をいただきましたが、この基本計画案、この案そのものは教育委員会の事務方のほうでまとめられて、案の状況での教育長の決裁までは今いっておるといような説明がありました。ただ、その前段としては適正化、適正配置に関する検討の会議、これらをもってその結果報告、調査報告ですか、そうしたものを平成21年ごろからいろいろ検討されてこの案の策定までつないできておるといような理解をしました。

それで、確かに小規模校、複式学級によさといえますか、そういう面もあるにはあると思いますけれども、心配しておりますような子供たちに望ましい教育環境を提供しながら、力強い、たくましい子供たちを育てていくという観点からしますと、いろんな問題を抱え込んでおるとい実態、これも理解できるわけであります。ただ、やっぱり急速に変化、発展する中で、学校の存在という非常に長い歴史の中で学校が形成されて教育がなされてきた背景があるわけでありますから、それが急速に変化する中で地域の人たちもかなり大きな戸惑い、特に保護者、子供たちもそうですけれども、保護者、地域の住民、そういう危機意識を持っていることも事実であるわけであります。こうした計画を持ってそうした問題点の解決に向けて教育機関が、あるいは行政機関一体となって解決に力強く取り組むということは非常に大事なことであるなというふうに基本的には思います。

この基本計画案の11ページにもスケジュールが、先ほどどなたかの委員さんからも発言がありましたように、平成24年度、今年度は複式学級等解消の検討を始めると、今年度1年間で検討を始めるといことで具体的な案の中では考えられておるようですから、まず質問の1点は、この計画案、これは今後どういう形で案が取れて正式なものになっていくかというスケジュール。きょうは、こちらの協議会に諮問されているわけですから、そのほかに市全体としてのこの案を取るまでの間の手続があると思いますので、それらがどのように進んでいくのかどうかというのがまず1つあります。

それから、もう一点は、先ほど佐々木委員さんから非常に斬新で、しかも力強い構想を含めた発言がありまして、新たな学校をつくる、これは意識の面もそうですけれども、現実にもそういう学校を実現するとい、そういうようなことまで含めてありましたけれども、これも非常に大事だと思いますけれども、やっぱり私前段話しましたように学校のそういう教育環境を改善していくということについては、それぞれかかわる地域の人たちは大きな関心があるわけでありますから、やはり適切に、余り早急に乱暴に説明してもだめなわけですから、できれば案の中身から入って理解を得やすい環境づくりをすると、それが非

常に大事だと思うのです。ですから、そういう面の配慮、この案が取れるまでの間にそういうようなことを、これは案が取れなければ行動に移すわけにはいかぬと言っているうちに藪川のようにもう既に桜台の学校に、あるいは米内小学校に統合するというのが現実になり動き始めるわけですから、そういう動き始めるそのものを見ながらというようなことではなくて、今回こういう案をつくるわけですから、案を取ろうとしているわけですから、そして立派な計画にしようとしているわけですから、それがやはり地域に受け入れられるような、そういう努力がとても大事だと思うので、そうしたことに対する考え方、この2点をひとつお願いしたいというふうに思います。

(福田会長) では、お願いします。

(菊池主幹) お答えいたします。

今回の協議会の答申をいただいた上で、その意見を参考といたします。それから、現在実施しておりましたパブリックコメントの意見を同じように市民の声として伺って、それをもとに最終的な計画を策定して公表していくというふうな方向で考えております。具体的には、対象となりました学校につきましては、順次説明会を開催いたしまして、そして学校、保護者、地元の方々と協議をして進めていくというふうに考えております。

(福田会長) よろしいですか。

(右京副会長) そうしますと、今年度は検討の年度にするということでもありますから、この検討の中にそうした今お話のありましたような話し合い、これをしていくというようなことで、この案を正式な計画としてつくり上げるのはその後というような、特に期限はいつまでというようなことは考えていないというふうに考えていいのでしょうか。

(福田会長) はい、どうぞ。

(菊池主幹) お答えします。

今回の協議会の意見、それから先ほど言いましたようにパブリックコメントの意見を集約して計画案として市長決裁を受けたいというふうに私どもでは考えております。こちらでスケジュールでお示しをしております複式学級等解消の検討を24年度からというのは、実際にその計画を策定した後、随時地元との協議を行って今後のその地区のその学校の方向を検討するというスケジュールを示したものでございます。

(福田会長) はい、どうぞ。

(駒井委員) 今のと重なっての質問になると思いますけれども、11ページのスケジュール表を見て今考えていたのですけれども、まず1つは協議会の設置ということで、この協議会というのは対象学校ごとの協議会というふうに理解してよろしいのでしょうか。

(福田会長) はい、どうぞ。

(菊池主幹) お答えいたします。

最初は、我々のほうとしましては対象になりました学校でまず十分な説明を行いたいと思います。その結果、例えば統合したほうが良いというふうな意見が出たり、もっと検討したほうが良いと、いろいろな問題点の検討が必要というふうなことが出てくると思いますので、具体的な解決方法に向けた検討する組織を協議会というふうにこちらのほうでは考えて載せたものでございます。地元との話し合いをしていく組織ということで、協議会という言葉を使わせていただいております。

(福田会長) はい。

(駒井委員) 全体の計画をこういうふうな形で進めていくというのはある程度理解はできるのですが、要はこれをどのような形で進めていくか、どういう方が進めていくかという部分が非常に大切になると思うのです。そうすると、この協議会のメンバーをどういう方々が構成するのかということです。

それとあと、計画のスケジュールのところを先ほど複式学級解消と、24年度で矢印がとまって、ほかはずっと随時になっているのですが、これ24年度でとまるということは今お話があった市長に上がっていくと、あと少しでも24年度で複式を全部結論出していくというふうに考えていいものなのか。随時と、ここちょっと理解できなかったのです、矢印がここでとまっている意味が。

(福田会長) はい。

(菊池主幹) 結果的に地元で説明をして、当面このままというふうなご意見が出れば、それから先にはなかなか進めないと思います。ということで随時というふうな表現をしておりますが、例えば今回もう既に協議をしております外山小学校とか藪川中学校のように、具体的なそういう方向で動きたいというふうなお話があれば、そちらはその方向で進めさせていただくということになります。決して地元の方が望まないのに無理やり複式解消が目標だからということでやるというふうなことではなく、十分話し合いをしながら、いい方向を見出していくというのが基本的な考え方でございますので。

(駒井委員) そうしますと、基本的な計画をここでつくっていくことになって、例えば24年度に複式はちょっとうちの学校は必要ないというご父兄さんたちがいた場合はそこで一たんはとまるけれども、翌年度あるいは翌々年度に父兄のほうからやっぱりこの基本計画に沿った形で進めてほしいという要望があればすぐそれに随時従って検討していくという、そういう丁寧に進めるという形で理解してよろしいわけですね。

(菊池主幹) お答えします。

随時進めるということなのですが、学校に入る児童生徒の数が転校があったり、それか



ら指定校の変更などがあって実際にクラスの人数が大きく動く場合がございます。今まではクラスを何とか構成していたのだけれども、やっぱり少なくなり過ぎたということで、そういった場合にはこちらのほうから再度そういったお話の持っていく方といたしますか、そういうお声がけをする場合もありますし、それから学校あるいは保護者、地域の方からそういうふうなお話をいただいて協議をするというふうないろいろな方法はあると思いますが、いずれ状況を見ながら適宜適切な時点で相談を一回だけではなくやっつけていかなければならないのかなというふうに思っております。

(福田会長) そのほかございませんか。

( なし )

(福田会長) いずれこの基本計画を策定しておるわけでございますが、いろいろとご意見もいただきました。したがって、これは実施する段階におきましては、やはり今委員の方々からもいろんなご意見があるわけでございますが、このことを十分に踏まえてひとつ進めていただければと、こう思うわけでございます。

この策定までにはいろんな形で意見も聴取しながらやったというのものもあるわけでございますけれども、さらに具体的なことになりますとやはり地域の方々が心配するのはその辺にあると思いますので、その辺の十分な協議は必要かと思っておりますので、ひとつよろしくお願ひします。

そのほか皆さんございませんでしょうか。

( なし )

(福田会長) なしということでございますが、それはただいま皆さんからもいろいろと意見をいただいたわけでございますが、このことを踏まえながらこの諮問事項につきましては可といたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

( 「異議なし」の声 )

(福田会長) では、そういうことで皆さんのご意見も踏まえて、ひとつ今後とも進めていただきたいと、こう思います。どうもありがとうございました。

それでは、審議の第2号に入ります。盛岡市有機物資源活用施設の設置に伴う手数料条例についてご提案申し上げます。

説明につきましては、萬事務長からお願いいたします。

(萬事務長) それでは、私のほうからはこの条例等についてご説明いたしまして、施設のほうについては改めて課長のほうから説明させていただきます。

最初ですが、お手元の資料、協議会資料と書いてあるものでご説明いたします。盛岡市有機物資源活用施設の設置に伴う手数料条例についてでございます。条例の名前は、記載

のとおり手数料条例の一部改正という形になりますし、改正の趣旨でございます。盛岡市有機物資源活用施設の適切な運営を図るために牛ふんの処理手数料を定めようとするものでございます。

皆さん既にご存じかと思いますが、玉山区の玉山字小田沢のところに現在市の有機物資源活用施設を建築してございます。それで23年度から造成工事を始めまして、来年年明け、25年の1月かそのころには施設が完成を予定してございます。ご案内のとおりこの施設は牛のふん尿を集めまして堆肥をつくり、それを販売するという施設でございまして、新市建設計画ののっておる施設の一つでございます。

具体的には今後2月あたりからをめぐりに堆肥の試験製造等を開始して、25年の9月あたりから販売等も開始できればなという予定で現在進んでおるものでございます。それで、この施設の運営に当たりまして持ち込んでいただいた牛ふんの処理手数料、これらについて定めようとするものが今回の案でございます。

戻りまして、3の改正の内容に記載してございますが、牛ふんの処理手数料を次のとおり定めるといことで、(1)としましてみずから施設に持ち込んだ場合、これが1トン当たり500円、それから牛ふんを収集、運搬までをあわせて依頼した場合は1トン当たり2,000円、この手数料にしたいという案でございます。

ちなみに、近隣の類似施設としては雫石、紫波、あるいは奥州、一関と県内にも結構ございます。それでそちらのほうの同様の手数料等を見ますと、紫波だけは無料なのですが、大体トン当たり500円から800円、あるいは運搬料込みで3,000円までというような形で決められております。ですから、今回のうちの案についてもそれらに比較しては高いものではないなというふうに理解しておりますし、もう一つ平成20年ごろ農家のほうにアンケートをとってございました。その際にもトン当たり500円から1,000円あたりであればなというようなご回答をいただいていたございました。ですから、それらの範囲内の金額かなというふうに思っております。

それから、ちなみに施行は、先ほどお話ししたとおり来年の2月あたりから試験製造を始めますので、できれば来年の2月あたりからこの内容で施行できればいいなというふうに考えているところでございます。

手数料条例については以上でございます。

続きまして、施設について若干課長のほうから説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

(大澤課長) 産業振興課、大澤でございます。ただいま事務長のほうから説明ありましたが、カラーの資料をごらんいただきたいというふうに思います。

それで、最初に表紙でございまして、この写真につきましては平成23年度事業で完成しました原料貯蔵庫の写真でございます。

それから、次にページを開いていただきたいというふうに思います。この資料の左側上に資源活用施設の目的が掲げられてございます。1、地域農業の振興、そして2、資源循環型農業の構築、3、生活環境の保全、そして4の畜産振興というのを左側に載せてございます。そして、中央上のほうから右側なのですが、平面図として処理工程図が載っております。1次発酵、2次発酵ということで、それぞれ機械攪拌をいたしまして、床面送

風による酸素供給を行いながら堆肥化するというものでございます。詳しくは1次発酵、2次発酵、そして製品貯蔵庫につきましては下のほうに記載したとおりでございます。

それから、もう一回めくっていただきたいのでございますが、一番最後のページになります。施設の概要でございます。所在地につきましては、先ほど事務長申し上げましたが、玉山地区、城内地区の広域農道の道路沿いでございます。敷地面積でございますが、1万7,747平方メートル、そして施設規模でございますが、5,180.8平方メートルでございます。当施設につきましては、先ほど申し上げましたが、牛ふんを処理する産業廃棄物施設として年間処理量は、計画量につきましては3,000トンを考えてございます。処理方式は先ほど申し上げたとおりでございますので、事業方式でございますが、直営ということで考えてございます。

次に、2の整備内容につきましてですが、年度ごとに内容を記載してございます。19年度に懇話会、そして20年から21年度にかけて用地の選定、調査設計を行い、22年度には用地買収、立木補償、取り付け道路工事を実施してまいりました。23年度には、先ほど表紙でもご説明申し上げましたが、造成工事と、そして原料、副資材貯蔵庫と格納庫の建築工事を実施してございます。本年度につきましては、残った建築工事のほか、この資料の3の車両などというふうに書いてございますが、車両、機械器具の購入を行う予定でございます。

以上、概略を説明いたしました。

(萬事務長) ということで、この手数料条例についてよろしくご審議をお願いしたいと思います。

以上でございます。

(福田会長) 説明が終わりましたので、質疑に入ります。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

はい、どうぞ。桜委員さん。

(桜委員) 概要を説明していただきましたけれども、持ち込みのときの料金はわかりましたけれども、これは処理して売るわけでしょう。そっちのほうは何か書いていないようですけども、幾らぐらいで売るということになるのでしょうか。

(福田会長) はい、どうぞ。

(大澤課長) 販売のことの質問と承りました。バラ堆肥、袋詰めというふうに考えてございますが、バラ堆肥につきましては施設渡しで1トン3,000円、運搬があれば4,000円というふうに考えてございます。それから、フレコン、大きい袋あるのですが、200キロ詰めにした場合、例えば施設渡しで1,000円になるのですが、1トン当たり5,000円というふうに、いわゆるバッグで5つになると1トンになると思うのですが、1トン当たり5,000円というふうに考えてございます。

それから、袋詰め、大体40リットルの12キロぐらいというふうにリットル数で計算しますので、水分量で若干のキロの差はあるかもしれませんが、1袋250円ということで、施設

であればそういうふうにご考えてございます。1トン当たりにしますと2万800円ぐらいというふうにご計画しているところでございます。

以上でございます。

(福田会長) よろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

(松坂委員) ちょっと素人の考えなのですが、同じ施設で紫波と雫石があつて、紫波は無料ということをお伺いしたのですが、紫波は無料で、盛岡市は収集を依頼した場合というのだったらわかるのですが、持ち込んで何でお金を取るのかなとちょっと簡単な質問なのですが、

(福田会長) はい、どうぞ。

(大澤課長) お答えいたします。

無料のところにつきましては、紫波町だけだというふうにご伺ってございます。いろいろ今の施設、紫波町さんでは建ててから結構な時間たつようでございますが、町の考え方、そしてまた当時BSEが発生したということで、農家のほうも苦しいだろうなというようなことでいろんなことを含めまして無料というふうにしたようですが、一般的には農家のほうから廃棄物として受けるという考えでございますので、いろいろその辺から考慮しますと料金はいただくというふうな考えで進めたいというものでございます。

(福田会長) いいですか。そのほかございませんか。

はい、どうぞ。

(佐々木委員) こういう施設はどんどんつくっていただいたほうがよろしいと思います。場所については、旧玉山から好摩方面の道路沿いの酪農家さん、あるいは肉牛農家の皆様方が利用するというので設置をしたものだと思います。あそこまで持ち込むには距離がある地域にもたくさんの酪農家あるいは肉牛農家が多いのでありますので、次々と設置を計画をされたらいかがでしょうか、これは要望です。

それからもう一つは、非常にあの辺はイワナだとかヤマメだとかたくさんとれる地域があります。金山には影響はしないと思いますが、イワナとか川魚には大変公害が発生すれば影響すると思います。今までの例から見ても。ですから、公害対策だとか何かについては、直営でやるということですから、公害防止の協定はないのではないかなと思いますが、いろんなことが想定されます。大雨での土砂崩れだとか、そういったふん尿の残りつゆが流れるとか、いろんなものがあるので、公害には十分注意をしていると思いますけれども、そういった施設がちょっと見えないので、あれば説明をしていただきたいし、十分な対応していると思いますが、内容の説明、それから建設費の部分の説明がなかったので、国の事業を使っていると思いますが、含めてご説明をお願いいたします。

以上です。

(福田会長) 環境対策と建設費なそうです。

(大澤課長) まず、1つ目についてお答え申し上げます。

ただいまこの施設から出ますつゆといいますか、廃液の関係で、その付近の河川に流して生態系といいますか、魚に影響があるのではというお話でございましたが、確かに発酵する際につゆは出ます。これはこの施設内でそのつゆをまた曝気しまして処理して、施設内の緑化といいますか、それらに液肥、これは販売する計画はございませんが、そちらで使うと。その施設から出る堆肥化するためのつゆについては、外部には流さないというようなことでございます。

あとこの事業でございますが、先ほど冒頭事務長がご説明申し上げましたが、新市建設計画による計画でございますので、合併特例債を使わせていただくというふうになります。以上でございます。

(佐々木委員) 幾らですか。

(大澤課長) 金額、はい。4億9,000万ぐらいということで、5億円近い事業費となるものでございます。

(福田会長) よろしいでしょうか。そのほかございませんか。

はい、どうぞ。

(右京副会長) 料金のこと等々、適正であろうかなというふうにも思っております。今も公害の問題、これが意見として出ました。心配されるのは、その辺だなというふうにもつくづく思います。河川なり、それからそうした周辺に及ぼす直接的なそういう公害、発生しないというふうに言っているわけですが、発生した場合には原因者がそれなりの対応をしなければならぬことは当然のことですけれども、公害というのは非常に河川水を汚すだけではなくて、異常な臭気、におい、そうした目に見えないようなものなどもあったり、それがその周辺の環境、風評被害までを起こすような、そうしたことまで実は発生しかねないわけです。ちょうど設置しているあの場所は、姫神山登山口、城内登山口の場所でもあって、最近中高年を中心として登山者が非常にふえてきております。特に登山口はいろんなかつて歴史的な修験者がいる、そうした修験の場にしたというようなことで、由緒ある場所が点在しておる、埋もれた、ある意味では大事な史跡のようなものが点在しておりますので、そうしたものが損なわれないような、そうした最大の配慮は常にしてほしいというふうに思います。

当然その地域の自治会なりなんなりとは場合によっては協定も結んでいるとは思いますが、そうしたものをしっかりして、いやしくもそういう風評被害等々が発生しないようにあらゆる配慮をしながら供用開始していただくように、要望として申し上げておきたいと思っております。

(福田会長) ありがとうございます。それでは、今のは要望として承りたいと思いますので、よろしく願いいたします。  
そのほかございませんか。

( なし )

(福田会長) それでは、なしという声がございますが、この諮問第2号につきまして可とすることによろしいでしょうか。

( 「異議なし」の声 )

(福田会長) それでは、皆さんの意見を付しながら、運営上におきましてもひとつよろしくお願いを申し上げて、これを可とすることによって決定いたします。どうもありがとうございます。  
ここで10分間休憩いたします。

( 休憩 ) (15 : 40)

( 再開 ) (15 : 50)

(福田会長) 予定の時刻になりましたので、会議を再開いたします。

### (3) 部会報告

(福田会長) (3) の部会報告でございますが、去る7月4日に産業・建設部会、そして地域活性化部会が合同で部会を開催いたしてございます。

その内容等につきまして産業・建設部会長の佐々木由勝委員さんのほうから報告をいただきたいと思っております。

(佐々木委員) それでは、座ったままで失礼を申し上げます。資料が配られていると思いますが、I G Rさんと懇談会を実施をしたと。これについては、前々回市のほうに意見書を出すということで、既に意見書が交通政策課には着いていると思っております。そしてまた、I G Rのほうに何かしらのアプローチがあったという前提で、先般地域振興部会さんともども懇談をしたところであります。

中身については書いているわけではありますが、実はI G Rの利用者についてデータをいただきました。好摩の場合は、平成18年は153万円、510台の利用がありました。23年には126万3,000円、30万ほど下がっております。420台、約100台減であります。それから、渋民については18年が138万円、23年度は79万4,000円、450台から250台に減少いたしております。

ちなみに、これがI G Rを利用するお客様が並行して著しい減少をしているという実態であります。これについては、前の要望等でも市のほうには利用拡大のいろんな施策をお

願いたところではありますが、市有地の無料化についてもいろいろと地域の実情に合わない、あるいは市内のほかの駅の皆様方との格差が出るということでお取り上げをいただけなかったと。今回、であればI GRみずから創意工夫をしていただくことがいいのではないのかなという含みを持って、部長さんと担当の副課長さんにおいでをいただきました。

出席者はここに書いてあるとおりの8名の委員で1時間半ほど話し合いをしたところがあります。いずれ地域の利便性を上げることも私どもとすればとても大事でありますし、あるいは商店街の人の減少の影響が非常に大きいということで、人の出入りを拡大をすること、加えてI GRの経営状況、極めて苦戦をしているようであります。JRから14億だか15億の貨物料をいただいてようやく黒字にしているという状況ですから、彼らもお客さんの拡大に本当に一生懸命努力をしている状況であります。

そこで、いろんなバスのことだとか、あるいは料金の値下げだとか、あるいは割引切符だとか高校生への助成金だとか、さまざまな施策を市のほうでもやっていたいております。その効果は十分あるかと思えますけれども、なかなか目的の達成にはほど遠いということでもあります。

そこで、お願いをしておりました市有地についての無料化についてはお断りをいただきましたので、I GR用地について無料あるいは低額の駐車場について要望を申し上げたり、いろんな話を聞いたところではありますが、既に好摩駅ではI GR用地を直営で砂利道ではありますが、開設をしましたと。去年の新しい駅をつくったときに開設をして、切符を買う窓口で200円だと思いましたがけれども、納めて駐車場を使えると。そのほかに市有地については月決めということで振興会さんのほうで実施をいたしておりますし、民間の月決め駐車場、日帰り駐車場もあるわけでもありますけれども、I GRの駐車場については満杯ではありませんが、それなりに利用者はあると、こういうことでもありました。しかし、乗客の数にはそう大きく影響していないと、もう少し駐車場の満杯化を図りながら利用拡大したいということを考えているようでもあります。ですから、これは200円を無料化のことなんかについても検討はされているようでもあります。

そこで、渋民駅であります。これはまたちょっと複雑でありまして、舟田東自治会にI GR用地分、24台だと思いましたが、お貸しをしている。市有地の21台、合わせて四十四、五台分の駐車場を契約を結んで舟田東自治会に運営を委託をしているという内容であります。これについて市役所用地分については無料化をしましょうというお願いをしたところ、軽くないなされたところでもあります。ご案内のとおりであります。

そこで、I GR用地24台分、これは駅に近いほうです。駅寄りのほうがI GR用地です。月決めである程度入っている駅から遠いほう、あれが市有地であります。ほとんどI GR用地は使われておりません。ですから、あれをぜひ日帰りの無料化なり低額の駐車場にしてくれたら双方メリットがあるのではないかという議論をしたところでもあります。

話し合いは、これ懇談ですから、要望という話にもなりませんけれども、雰囲気的にはやはり70歳以上の皆さんに安い切符の助成を市役所がやっております。ところが、駅まで来れないのです。軽トラで来ても500円取られる、あるいはトラクターで来ても500円の支払いをしなければならぬということになりますので、これ無料だとか200円、100円になると例の市役所助成の70歳以上の切符も生きるのではないかというような皮算用をしながら議論をいたしました。

いずれ相手方にI GR用地を貸しているものですから、契約が切れないと直営はできないと。したがって、まず舟田東自治会と話し合いを持ちたいと、持ってくださいと。会長の仲立ちはいたしましょうと。趣旨説明からお願い事については我々ほうでやりましょうということで、わかりましたということで既に1回目の会合を開いております。

中身は、37万円の利用率を取っているのです。I GR用地を37万円で貸しているわけです。これは先ほど額申し上げましたように130万から今70万に減っているのです。70万から37万がI GRに行くのです。税金が14万なのです、所得税。残りが切符を売ってくれるパーマ屋さんに、これは明確に答えてくれませんが、月1万円ぐらいは払っているのではないのでしょうか、そうすると12万円払いますね。自治会にはきっと五、六万、赤字にはなっていないようではありますが、非常に苦戦をしています。

そこで、これを月決めではなくて日帰りにして、200円なり無料にして舟田自治会さんに管理料、今残りの先ほど5万円か10万円かという話をしましたが、その分に見合う額のお示しをいただきながら話し合っていただけならいいなというひとり言を齋藤会長も私もいたしました。ひとり言でした。それをお聞きをいただいて、先般話し合いをしたと聞いておりますので、もしかしたら駅寄りの一番駅に近い部分が日帰りの駐車場になるかもしれません。

なお、先般右京副会長さんは500円を払って長野に出張いたしております。そういったようなことで、なかなか利用されない状況で、もったいないのです。I GR用地です。市役所であればいろいろ事情もあると思いますが、I GR用地の場合は即お客さんということになりますと効果が高いと。改めて部長さんも認識を新たにしてお帰りをいただきました。

それから、70歳以上の切符の話です。500円かけて写真撮って、定期入れに入れるものをつくる、面倒くさいなという話をしたら、皆川さんは大したことないよ、すぐできるよとおっしゃっていましたが、皆川さんよりも年配の方であると面倒くさいという人もたくさんいます。したがって、これ簡単にしたいと言ったら、市役所でお金を出しているのですから、I GRではとやかく言えませんが。うちのほうは窓口の人に定期でもいいし、免許証でもいいし、いいですよと言われれば喜んでやりますと、しかし予算は市役所の税金ですから、我々のほうからはこうしてくれ、ああしてくれとは言えないと。ただ、I GRさんも例のカードは機械に入れて何のだれで、要するに背番号ついているのです。皆川さんは28番ぐらいなのです。28番、よく使うなと出てくるようになっているのです。機械に入れなければならぬのだそうです。見ていますから、切符買うときに。機械にずっと入れるそうですね。ですから、I GRさんも本当は面倒くさいと、免許証か何かしゃつと見せて、はい、350円とやるほうが楽なのだけれども、何せ公金を使っている、税金を使っているので何とも言えませんが、市役所次第ですと、こういうお答えでございました。いずれ何も決まっておられません、会長心配するようなものは決めておりませんが、前向きにみずからI GRさんが努力をしていただけたということで、舟田自治会との話し合いについては仲介をさせていただいております。

それから、滝沢どまりの電車については、要望があればいろいろ検討しますと。お客さんが減ってくれば当然独立採算の民間でございまして、赤字になりますから走らせられません、少々のことであれば好摩なり沼宮内までは何とか考えたいということで、次回改正あたりには1本ぐらいふえるかも、かもでございまして、これは。期待でございまして、



そういう努力もしていただけたということでした。

それから、要望が強かった最終電車11時、これについてはその日のうちに盛岡に帰らなければならないのだそうです。車庫に入らなければならないそうです。11時半に来ると12時過ぎるのだそうです。滝沢はぎりぎりいっぱい11時58分だかに入るそうです。1分でも超えると2日使ったことになるそうです、その電車を。そういう事情があつて……

(福田会長) 帰らねばならないわけだ。

(佐々木委員) そうなそうです。その日のうちに帰らなければならない。したがって、好摩あたりまで11時10分ぐらいにして好摩に来て帰れば間に合うかなという話はしていましたので、これも検討の余地はありそうな雰囲気でした。

以上でございます。ありがとうございます。

(福田会長) どうも大変ありがとうございます。大変濃密に協議会を持っていただきまして、いろんな角度からご意見も賜ったようでございます。皆さんから何かこれにつきましてお聞きになりたいとか、そういうことがございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

(皆川委員) いろいろ例に出していただきまして。I GRのおでかけきっぷのことなのですが、ここで市の負担だよということをちゃんと教わりましてから、好摩の駅で会うお年寄りと言ったらいいか、まず私たちの年代より上の人たちに、この切符は盛岡市で差額を負担しているということを知っていますかと、もうみんなに聞いたのです。そうしたらだれも知らないの。I GRが安くしてくれるのだと思っていましたということです。確かに市が差額を補助しますと明記していませんから、だから合併していいことさっぱりない、さっぱりないと言うけれども、こうやって1つ、2つと思えばいいこともあるのだねと言いましたら、そうですねと皆さん言っていました。いずれ市が負担しているということは余りわかっていませんでした。

それから、免許証と保険証で買うというのは簡単だけれども、ちょっとわかりません。

それから、一々機械に通すと佐々木さんが言ったのですが、何か通していないみたい。ぱっと見て、はいと、そして番号だけは控えるようです。ちなみに、27番ではございません。

(佐々木委員) はい、わかりました。大変失礼しました。

(福田会長) どうもありがとうございます。

(佐々木委員) それから、ここだけの話ですけれども、自動車賃が高いのではないかというご発言がどなたかからありました。そうしたら、ほぼ一緒なのです。県庁まで行くと向こうの140円足すと、最初からバスで行ったほうが得なのです。80円ぐらい得なのです。したがっ

て、バスを利用する人がいるのではないかと。しかし、I G Rとすればぎりぎりの額なので、これを下げるといのは今の状況では無理だと、関係市町村、県がもっと補助金を上げてくれない限りは無理だと、こう言っておりましたので、そのほかのことでいろいろ考えたらどうでしょうかということでした。

(齋藤委員) 今バス料金もそうなのですね。例えば巻堀から盛岡の今言った中央バスまで行って670円です。汽車で行くと630円です、駅まで。そうすると、例えば駅からバスセンターとか八幡のほうにタクシー使いますよね。そうすると、またこれ600円かかりますよね。するとやっぱりかなり高くなる。汽車賃が一番高いのが問題だと思いますが、今言ったようにぎりぎりなそうです。これ以上上げるともうI G Rはやっていけないということですから、それはまず納得せざるを得ないと思います。

(竹田委員) 齋藤さんも私と同じで70過ぎているはずだから、おでかけきっぷというのは70歳以上対象だから、私がおでかけきっぷで5,250円だっけか40円だっけか、6カ月乗り放題で、国鉄、県北、県交通、全部乗り放題なのです。だから、このごろもう車をぶつけたりした修理代がかなり浮きます、バスで。小銭も用意しなくていいし、盛岡の市内に行ってもでんでんむしも100円だけれども、全部ただで、すごく気楽なのです。それを国道4号線沿いの人たちはほとんど利用しています。五千幾らを出せばちゃんと免許証みたいで、ただ控えないですよ、運転手はあれも、全部番号も、はっと言っただけで。これは盛岡市の商工会が出しているのだそうですよね。それで、どうか市内に来てお買い物してくださいという趣旨なそうですけれども、盛岡市のほうでも何ぼか予算出しているのかしら。いずれ今皆さんにすごく普及して、私もある、私もあるということで、早く70にならないかなと言って待っている人もありますよ。これは本当にお勧めですので、齋藤さんもどうぞ。うちの前からバス出ているべから。いいですよ、もう70も過ぎたのだから、これ使わせ。以上です。

(佐々木委員) ちなみに、これでI G Rのお客さんが減ることになりますが、何とか電車を使うようにもひとつよろしくお願ひしたい。

それで、これ余談になりますけれども、この前18, 19, 上田と松本に勉強に連れて行っていただきました。副会長さん、ありがとうございます。そこでしなの鉄道、田中知事さんが大変頑張って料金下げたという話を聞いていましたので、駅で少し調べてみました、しなの鉄道。そうしたら、大体好摩、渋民が今280円なのですけれども、180円です。100円安くなりました。滝沢、渋民も280円ですよ。ですから、あれが180円から200円ぐらいに全般に下がっております。軽井沢、例えば上田が480円だったのでしょうか、盛岡に我々が行くよりも安くなっていますので、I G Rさんもそういうことは考えているそうですが、J Rの賃金に人件費を合わせていると、これを変えない限りは無理だと。田中知事さんはJ Rさんとの人事交流をやめたのです。自分の身分に見合う賃金に変えたのです。だから、J Rからはだれも来ていないのです、安くて行かれないということで。それで安くできたということでしたので、そこまでI G Rに言うのは酷でありましたから、この話はこっぴどきにさせていただきます。

以上でございます。

(福田会長) それでは、まだあると思いますけれども、部会においても大変積極的に取り組んでいただいておりますし、前回におきまして市のほうにも意見書を出していただくわけですので、その辺を協議会と市の交通政策課との歩調を合わせながらひとつ取り組みをいただいている方向を見出していただければと、こう思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

## 6 その他

(福田会長) それでは、部会の報告は以上で終わるわけですが、6のその他でございますが、先般開催されました研修会の件につきまして右京副会長からご報告をいただきたいと思っております。

(右京副会長) それでは、先般7月18、19日、2日間にわたって長野県の松本市と上田市、その2団体に行政視察、研修させていただきましたので、概要を口頭で説明を申し上げたいというふうに思います。参加者の所感を含めた正式なまとめは、後日まとめをして改めて報告するというので、きょうは口頭で概要だけ申し上げたいというふうに思います。

きょう会長あるいは区長さんのあいさつにもありましたように委員8名、それから総合事務所のほうから事務長さんほか2名で3名、合計11名で行ってまいりました。会長さんは都合でどうしても参加できないということで、総計11名で行ってまいりました。

まず18日には松本市の旧梓川村という、今梓川支所という支所があるわけですが、そちらのほうの支所のほうにお邪魔をして合併の状況、それから現在取り組んでおる地域課題解決のための協議会の活動の概要等々を研修をいたしました。

松本市は、松本市と、それから周辺の梓川村初めそのほかにあと2つ、平成17年に3村が編入合併するという、そして合併特例法に基づく自治区を設定して現在に至っておるとい、そういう自治体でありました。人口は現在26万ぐらいですか、合併当初よりもふえておるのです。やはり長野で2番目に大きな市でありますから、ふえておるとい、旧松本市と梓川村は人口がふえておる傾向、それからそのほかの2つの村は減っておるとい、その減っておる村の一つは合併当初は人口900人ぐらいの村だったということで、非常にもう明治のころ、昭和の合併もしないできたような村、そうしたのが今回の合併で編入合併したという、そういう自治体でありました。

特徴的なのは、それぞれごとに地域協議会、各支所ごとに役所のセンターを設けて、職員も配置しておったわけでありまして、協議会も設置されておりましたが、役所のほうの取り扱う事務は必ずしも一定ではなくて、さっき申しましたような900人ぐらいの村もあったわけですから、住民みずから事務を行うということで、なるだけ平準化を図っているようでしたけれども、かなりの差があると。その中で梓川村は非常に先駆的な村でして、協議会活動もかなり積極的な模範的な活動を展開しておるとい、というのが実態なようでありました。

協議会の委員も15名で構成されておりましたが、ちょっと変わっているのは自治センタ

一のセンター長と、うちで言えば区長なわけですが、それと地域協議会の会長が兼ねるといふ、そういう運営の仕方になっておるのが特徴あるなというように思いました。ですから、いろいろ協議会の会長はこういう会議を取り仕切る役目と、それから自治センターの実務的な部分でも市の部長クラスの支所長が配置されておりましたけれども、センター長としては自治協議会の会長が兼ねるといふ形をとって、なるだけ調整を図りやすいような、そういうことでいろいろ行政の地域づくりなりなんなりを進めておると、こういうことでありました。

合併して既にもう7年目に入っているわけでありますから、いろいろ試行錯誤する中で協議会とは別組織として梓川地区のまちづくり協議会という、これを別途つくって、これはその管内の早い話自治会が主体なようではありますけれども、うちで言えば自治会、そういう自治会の関係者も全部入って前向きに梓川地区のまちづくりについて検討を始めながら、課題解決なりそうした取り組みをいろいろ進めておるといふことで、いろいろ苦労はなさっておいででしたけれども、ただ成果、それはまだなかなか見えてこない。そういう面では梓川は旧松本市、あるいは一緒に編入合併した他の村に比較するとかなり先駆的な活動をしておるようでありましたけれども、やはり地域づくりの面ではそう簡単には具体的な活動には結びつけられない、そういうジレンマ、とはいいいながらも平成24年度ごろからなるだけそれを実践する形に移行するといふかなりの努力をなさっておるなというように思いはいたしました。そんなことで随分苦労はしておりますけれども、しかし合併によっていろんな行政コストなりなんなりは当然下がっておるわけですし、住民自ら行政の負担といふのはできるだけ地域が行政と協働したいいわゆる協働のまちづくり、これを進めるべきだといふことで、いろいろ努力しているといふようなことも大変勉強になったなというふうには思いました。

それから、もう一つは議会の議員さん、梓川地区から2名の議員さんが出られているといふことでしたけれども、この方々2名は地域協議会のオブザーバーとして毎回参加をするという形をとられておるようです。やっぱり現実地域課題を市政に強く反映させていくということになりますと、最終的に議員さんの活動、これがやっぱり何といっても大事だといふお話をなさっておりました。そういうようなことで議員の数は2名というふうにかなり少なくなっているわけでありますけれども、連携を密にして地域課題解決に総合力を発揮するような取り組みをしているなというように思った次第であります。まだまだ委員の皆さん感じていることはいっぱいあると思っておりますけれども、概要を申し上げますとそんなところであります。

専任職員の張りつけなんかもやっているようではありますけれども、前段申しましたように旧村の行政組織も非常に大きな隔たりもあるような関係で、なかなかその辺は本当に組織的な意味での専任職員を配置して行政と地域協議会なり地域が一体となって地域課題解決に向かう実質的な協働、実践の形ははっきりしたものはまだ見えていないのかなという感じも受けてまいりました。以上が松本市の状況であります。

それから次に、上田市のほうは、平成18年にこちらは地方自治法の規定に基づいた地域自治区を設置して運営しておるといふ、そういう特殊なスタートを切った自治体でありまして、いろいろ合併の経過の中でもいろんなご苦労があったようではありますけれども、ある旧自治体では首長のリコールと申しましょうか、そんなことも起きたりなんかで苦労したとい

う話もなさっていましたが、それでもまず平成18年に合併にこぎつけたということであり  
ます。

こちらは地方自治法に基づく自治区でありますし、協議会も旧上田市のほうもあるエリアを分割をして、そちらのほうにも自治区を設けて、新市にはすべて自治区が設定され、さらに地域協議会が設置されておると、こういうことでもあります。これもまたさまざまな苦労を重ねながら、その地域全体の地域振興計画というようなのも2期目の委員さんが中心になってそういう計画もつくったということで、立派な計画書も策定されておりました。そういう地道な努力はなさっておるし、それから地域づくりのいろんな実践のための事業、これはまちづくりの事業なわけでありましてけれども、平成21年ころから六十何ぼの事業を手がけたということでありましてけれども、この特徴的なのは、そのメニューが地域づくりのためとか、いろんな二、三のメニューがありました、一定の額、例えば1つの事業体では150万ぐらいの事業、ただしそれは毎年ではなくて、5年間でそうした事業を実施すると、そういう計画をつくってそういう事業を実施するという100%補助の事業を実施しておるということで、毎年の補助金精算は中途の年度は概要だけであれして、最終に決算をまとめるというような、そんなこともあったようですが、わがまち魅力アップ応援事業ということでやっておられまして、これはやっぱり着々とそういう地域課題解決というよりも、地方分権に相応したそういう事業を地域が実施できる環境づくりに非常に努力なさっているなというように思いました。こういう時代の要請にこたえて地域が積極的にそうしたことに携わっておられるなというふうな点、あるいは自治基本条例ということで、そうしたことを条例化してやるというような基本的なことなども既に条例化なさっておられましたので、これは私も十分資料の中身もまだ解読しておらない点もありますけれども、行ってきた委員の皆様方と研究しながら、これらについての勉強もさらにしながら報告をまとめたというように感じております。

口頭での概要説明だけになりましたけれども、きょうのところは以上申し上げて、とりあえずの研修の報告ということにさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。ありがとうございました。

(福田会長) どうもありがとうございました。

はい。

(右京副会長) 何か質問など。

(福田会長) いかがでしょうか。この後参加された方々で、さらにまた会議を持ちたいという  
ようなことをございますので、ひとつ後日さらなる詳しい内容等についてご報告をいただ  
ければと、こう思いますので、どうもありがとうございました。

(右京副会長) ということで、参加された委員の方はこの会議終わった後、別途きょう打ち合  
わせも行いたいというように思っていましたので、そのようにひとつ対応方お願ひをして  
おきます。よろしくお願ひします。どうもありがとうございました。

(福田会長) ありがとうございます。

それでは、佐々木参事のほうから今後のことについてお願いいたします。

(佐々木参事) 長時間にわたりまして大変ご苦労さまでございます。私のほうからは、次回の地域協議会の関係について皆様に予定をご報告申し上げたいと思います。

隔月ということで、奇数月の開催ということで9月になるわけでございますけれども、9月は議会の開催が約1カ月に及ぶというようなことでございまして、諮問される課等もあろうかと思いますが、議会対応等ある関係で10月2日の午後1時半からということで先ほど会長さんと協議をして決めたところでございますので、よっぽどのことがない限りこの10月2日ということで開催を予定をさせていただきたいというふうに思いますので、ご報告を申し上げます。よろしくお願いをいたします。

(福田会長) 以上で報告が終わったわけでございますが、皆様のほうから何かございましたらば。

なければ終わりたいと思いますが、よろしいですか。

( なし )

(福田会長) どうもありがとうございます。

では、閉会をお願いします。

## 7 閉 会

(萬事務長) それでは、福田会長さん、長時間にわたり大変ご苦労さまでした。

以上をもちまして本日の第41回地域協議会を終了させていただきます。まことにありがとうございました。どうもお疲れさまでございました。

(16時30分)

会議録作成者

盛岡市役所玉山総合事務所 総務課

地域政策グループ

担当者 加藤

TEL683-2116（内線）220

FAX683-1130

E-mail [tm.soumu@city.morioka.iwate.jp](mailto:tm.soumu@city.morioka.iwate.jp)